

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

三重県人事委員会

(写)

人 委 第 8 0 号

令和 5 年 10 月 13 日

三重県議会議長 中森 博文 様

三重県知事 一見 勝之 様

三重県人事委員会

委員長 中村 佳子

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、人事管理及び職員の給与について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 人事管理に関する報告	2
1 人材の確保	2
2 適切な人材活用等による組織力の向上	6
3 勤務環境の整備	12
第2 職員の給与に関する報告	19
I 職員の給与を決定する諸条件等	19
1 職員の給与	19
2 民間従業員の給与等の調査	19
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	20
4 物価及び生計費等	21
5 国家公務員の給与	22
II 職員の給与に関する見解	25
1 本年の民間給与との比較による給与改定	25
2 獣医師に対する初任給調整手当の改定	26
3 その他の課題	28
第3 むすび	29
別紙第2 勧告	30

参 考 資 料

報 告

社会経済情勢の急速な変化とともに、個人の価値観も多様化し、行政に対する県民ニーズや求められる役割が多岐にわたっています。これらにに応じていくため、行政を支える公務組織は能率的で活力のある組織であり続ける必要があります。

とりわけ人事行政は、あらゆる行政課題の解決や行政サービスの質の向上を図る上で根幹となるものであり、さまざまな課題に対し、的確な時代認識のもと、適切に運用していくことが極めて大切です。

そのためには、行政の中核を担っていく公務人材を確実に確保し、年齢層に応じた育成と適切な人材活用を行うとともに、能力の実証による任用、職務・職責に応じた給与制度を整えることが重要です。

また、職員がそれぞれのライフスタイルを大事にしながら、やりがいを持っていきいきと働くことができる勤務環境を実現することも重要です。三重県職員として働くことの魅力が高まれば、多様で有為な人材をひきつける好循環が生まれ、組織力の向上も期待されます。

よりよい勤務環境の確保に向けては、業務改善による効率化や、業務量の削減が必要であり、人事当局のみで解決できるものではなく、組織横断的な取組が根本的な解決へのアプローチとなります。これらの対策は喫緊の課題であり、このままでは公務能率が低下し、県民サービスの低下につながるという危機感を持つ必要があります。

これらのことをふまえ、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

第1 人事管理に関する報告

1 人材の確保

民間企業における就職活動の早期化や若者の就業意識の多様化が進む中、公務員の人材確保については、民間企業等との人材獲得競争が激しくなるなど厳しい状況になっています。また、受験者が競合する公務員の採用試験間での人材獲得競争も一層激しくなっています。

このような状況の中で、本県においては、規範意識を持ち、自ら考え、新たな取組に果敢に挑戦する意欲のある多様で有為な人材を、確実に確保していく必要があります。

しかし、本県の採用試験においては、県職員、教員、警察官ともに受験申込者数の減少傾向が続き、人材確保に苦慮する状況が続いています(図1～図3参照)。

県職員採用候補者A試験の採用予定数は、多数の定年退職が見込まれることから、近年は高水準で推移しているにも関わらず、受験申込者数は減少傾向にあります。令和5年度の受験申込者は、631人となっており、平成17年度以降最も受験申込者数が多い平成22年度(1,331人)の半数以下に減少しています。第1次試験の受験率も低調で、令和5年度は全体で71.5%となっており、平成元年度以降、過去最低の受験率となっています。また、令和5年度の競争倍率は3.0倍で、令和4年度の2.7倍からは改善したものの、依然として低い水準となっています。特に総合土木は、3年連続で最終合格者数が採用予定数に満たない状況が続いています。

行政課題に安定して対応するためには、採用数は長期的視点に立ち、職員の年齢構成や退職者数の変動を考慮しながら、その規模が適切な水準で維持されていくことが望まれます。その上で、採用試験の実施時期、実施方法をはじめとして、採用試験以外の方策も含めて人材確保策の調査・研究を行い、任命権者とともによりよい対策を検討していく必要があります。

今後の採用試験の実施時期については、民間企業における就職活動の状況や国・他の地方公共団体の採用試験の実施状況を考慮しながら検討します。また、実施方法についても、引き続き検討していきます。例えば、令和4年度から技術職の一部でSPI3(基礎能力試験)を課す試験を導入しましたが、受験申込者全体に対する既卒者の割合が、導入前である令和3年度は25.0%であったのに対し、令和

5年度では36.9%となっています。これまで受験していなかった層に対する受験意欲の促進に、一定の効果がみられることから、他の技術職への拡大等について検討します。

試験のあり方については、より多様で有為な人材の確保に向けて、これまでの試験結果や任命権者が令和5年度末に策定予定である「三重県人材マネジメント戦略（仮称）」の方針等をもとに、引き続き検討します。

また、複雑化・高度化する行政課題に対応するためには、民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材を確保することも必要です。令和5年度は民間企業等においてデジタルや総合土木の分野で職務経験を有する人材を対象とした試験を実施しましたが、今後の人材確保に向けて、採用手法、人材育成、給与等のあり方について一体的な取組を推進していく必要があります。

一方例年、採用試験に合格しても、国・他の地方公共団体への就職等のため、採用を辞退する人がいます。採用辞退を防ぐために、入庁後のキャリア形成や人材育成方針等を丁寧に説明し、本県職員として働くことの特色や良さを伝えることで採用確保につなげていく必要があります。

また近年、若手職員の離職者数が増加傾向にあります。人事院が令和4年度の公務員白書で示した民間企業従業員と国家公務員の意識比較アンケートによれば、民間・公務ともに若年層ほどキャリア志向が高く、国家公務員は民間企業従業員に比べて、自らに対する人事評価や人事配置について肯定的にとらえる割合が低く、マネジメントへの納得感が低い傾向がみられるとされています。また、自治労の自治研ワーキンググループが実施した研究報告^(※)によると、「三重県内自治体に所属する若手職員が入庁後に感じたこと」について、入庁前とのギャップが「ある」と答えた職員のうち、時間外勤務が多いなどイメージが悪化したと回答した職員は約70%となっています。人材の定着につなげるためには、若手職員の意識をふまえたマネジメントの改善や、やりがいを持っていきいきと働くことのできる勤務環境の確保が重要です。

採用活動については、民間就職支援会社が開催する合同説明会の場を活用しながら、公務員をめざしていない層に対しても受験意欲につながるよう、本県職員として働くことの魅力等を伝えていきます。また、オンライン・対面両方の利点を生かし、時間帯や規模を工夫した採用活動も実施していきます。参加者との1

対1の相談・説明の機会等に、本県職員の働き方等を、より丁寧に正確に情報発信することで、合格後や採用後のミスマッチによる辞退や退職を未然に防ぐという効果を期待します。任命権者においても、人材の確保が困難となっている技術職を中心に、これまで以上にアプローチ方法を工夫する、インターンシップを拡充するなどの新たな機会の創出に積極的に取り組んでいくことが必要です。

教員については、全国的に人員不足が深刻化する中、国において「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正による待遇改善が検討されています。教育委員会においても働き方改革をさらに進め、長時間労働の解消等の勤務環境の改善を通じて、なり手不足を解消していくことが求められています。

警察官については、インターンシップや説明会を通じて、警察官という職業の魅力ややりがい等を正しく発信していくとともに、働きやすい勤務環境を整備することにより志望者を増やし、人材の確保につなげていくことが必要です。

※ 令和5年7月26日開催「2023年三重県地方自治研究集会」において報告された三重県地方自治研究センター「若年層WG」による「若年層人材確保のために」研究報告

図1：県職員採用候補者A試験 採用予定数及び申込者数の推移

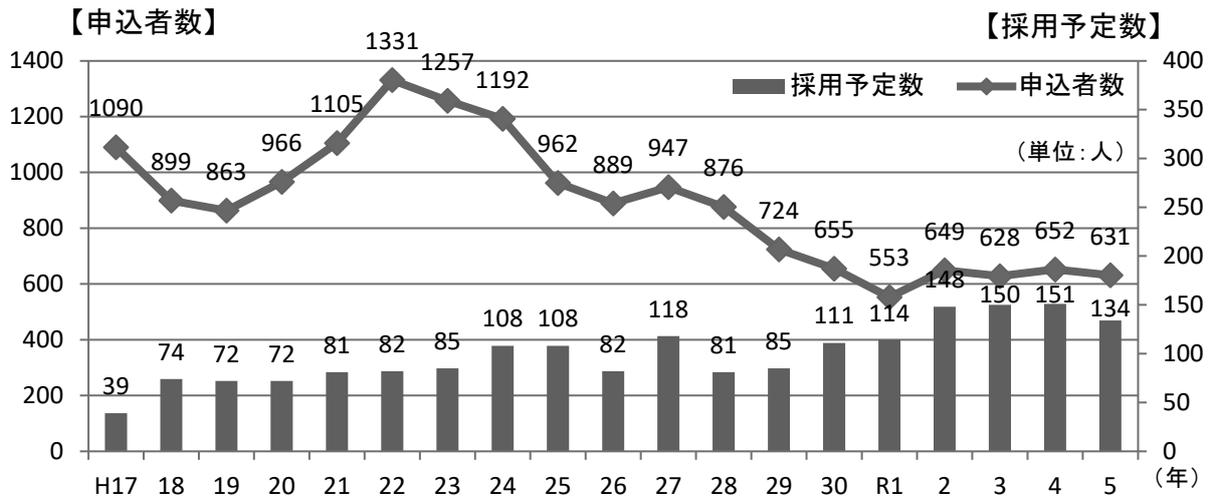


図2：教員採用選考試験 採用予定数及び申込者数の推移

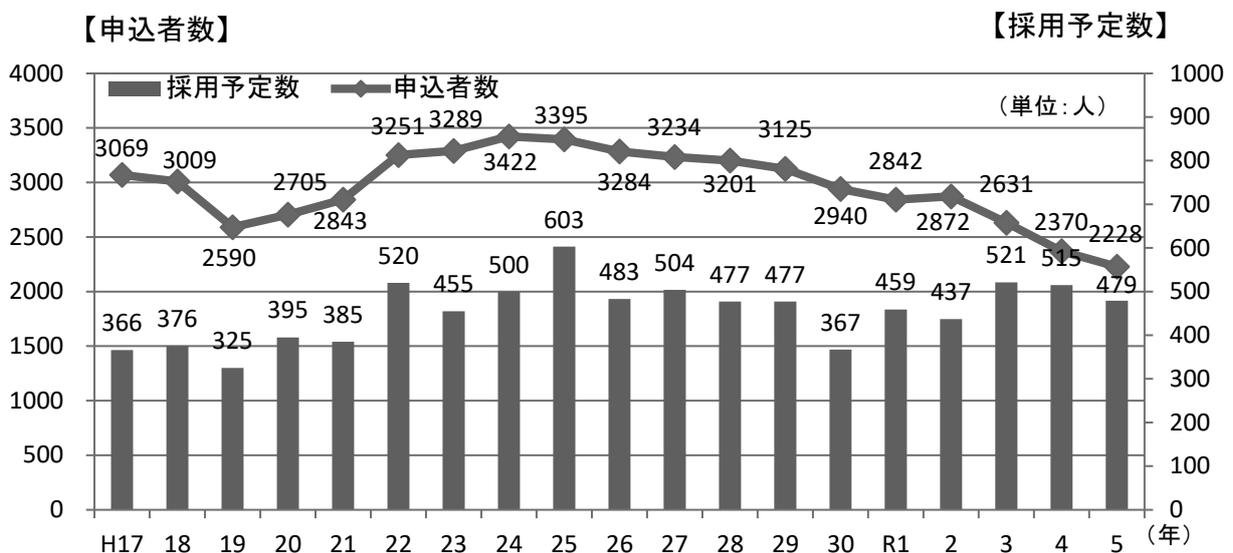
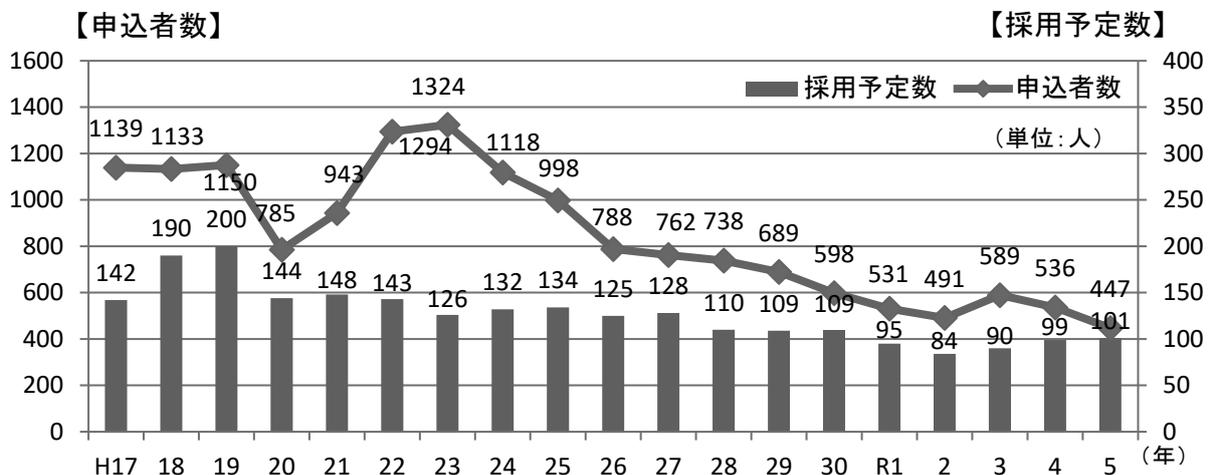


図3：警察官採用候補者試験 採用予定数及び申込者数の推移



2 適切な人材活用等による組織力の向上

(1) 組織全体で取り組む人材育成

ア 若手・中堅職員の人材育成

行政に対するニーズや求める役割が多岐にわたる中で、若手・中堅職員の成長・活躍を支援し、業務遂行において、その能力が最大限に発揮されることにより、組織力向上につなげることが必要です。

知事部局等においては、現在の職員構成において多数の割合を占めるおおむね50歳以上の職員が今後十数年の間に退職の時期を迎えることから、人数の少ない若手・中堅職員が早期にマネジメントを行う立場となる可能性があります（図4参照）。そのため、若手・中堅職員は、自身のキャリアパスがこれまでの一般的なキャリアパスと異なる可能性があることを認識し、今後組織の中で必要な能力や積むべき経験について、主体的に考え学んでいくことが重要です。

現在、採用5年目の主事・技師級職員を対象に自身のキャリアビジョンについて主体的に考え、時代の変化に的確に対応し、新しい事柄に意欲的に取り組む人材の育成をめざして研修が実施されているところです。

令和5年人事院勧告・報告では、若年層ほど上司等に、一人ひとりのキャリア志向や業務上の成果への注目・配慮を求める傾向が見られると言及されています。組織力向上に向けて、若手・中堅職員のキャリア形成に対する意識を、成長意欲や仕事に対するモチベーションにつなげていくことが重要であり、職員個人の主体的な成長を促進するための取組が必要です。職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行っていくことができる環境づくりに向けて、引き続き研修や制度を整備する必要があります。民間企業、国及び他の地方公共団体との人事交流により、多様な経験を経て視野を広げ、能力を高めることも有意義と考えられます。

また、若手・中堅職員のキャリア意識に直接向き合うこととなる管理職員のマネジメント力の向上に向けた取組も重要になります。管理職員は、職員一人ひとりがめざす姿を丁寧に聴き取り、目標設定のための適切なアドバイスを行い、面談以外の場面においてもコミュニケーションを図ることが重要です。また、職員が新しい事柄に意欲的に挑戦できるよう組織として支援す

ることも必要です。

教員においては、学校における年齢構成の変化から、経験豊かな教員の持つ指導技術の継承が困難な状況や学習指導要領をふまえた授業改善力、ICT活用指導力等、これまで以上に組織的、計画的な人材育成を行うことが求められています。

令和5年3月に策定された「校長及び教員としての資質向上に関する指標」に示された各ライフステージに求められる資質・能力を習得するための「令和5年度三重県教職員研修計画」により、教職員への研修が行われているところです。特に中堅層は、必要な資質・能力のほか、管理職員を補佐し学校の管理運営に関する事項等を行うことが求められるなど、学校の中核的役割を担うことが期待されています。研修の受講にあたっては、どの資質・能力をどのように伸ばしていくかについて、一人ひとりがめざすべきビジョンを持ち、主体的に取り組むことが重要です。

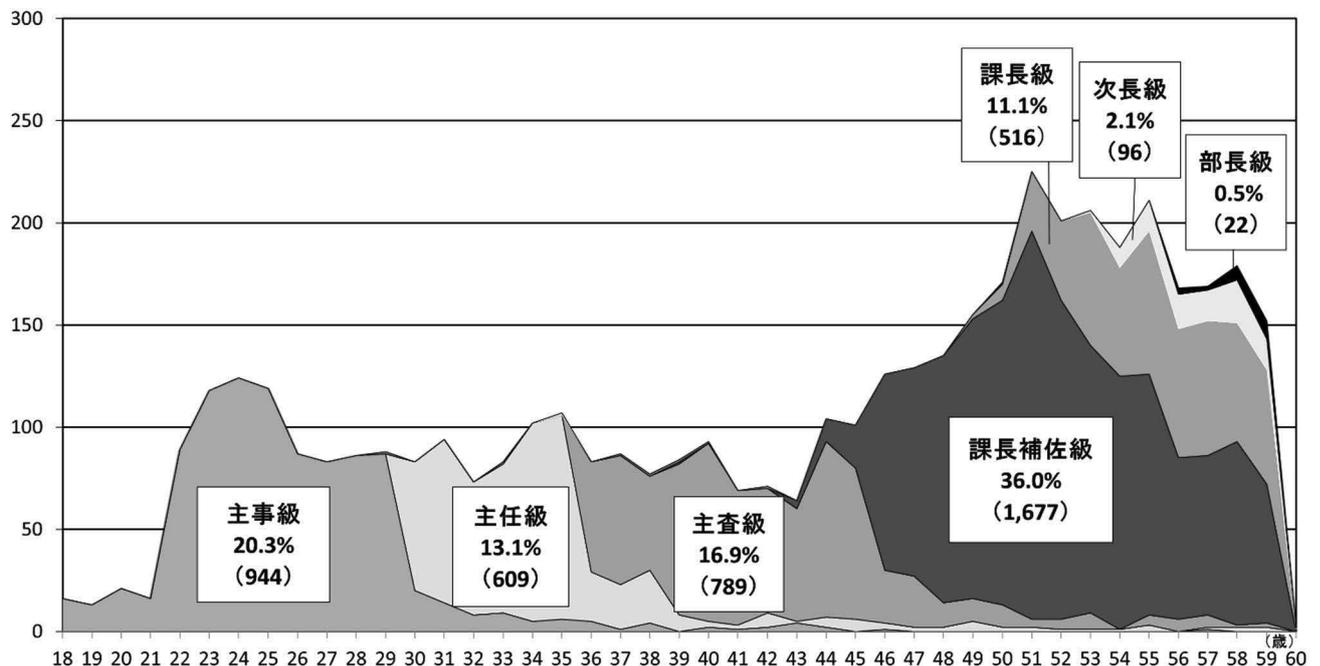
警察官においては、採用後、警察学校で行う初任科教養、警察署で行う職場実習等、手厚い採用時の研修を行うことで、職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させています。その後、昇任する毎に巡査部長任用科をはじめとする学校教養を行うことで、各職級において必要な知識及び技能を修得させています。

また、女性警部補や係長の職にある女性事務官に対して、勤務意欲及び昇任意欲のさらなる向上を図るキャリアアップ研修を実施しています。引き続き、各職級に応じた育成を行うことにより、組織力の向上を図ることが必要です。

図4：年齢・職級別職員構成

(人) (総数:4,653人)

(令和5年4月1日現在)



(注)「令和5年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、県立学校の行政職給料表・研究職給料表・医療職給料表(二)・医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。

イ 能力や適性に基づいた人材育成

全ての職員が持つ能力をこれまで以上に高めつつ、その特性をふまえながらさまざまな事情に応じた人材育成を行うことにより、組織の活力は一層高まります。そのためには、職員一人ひとりの能力・適性に基づいた、よりきめ細かい人材育成に取り組むことが重要です。

女性職員の活躍推進について、管理職員に占める女性職員の割合は、知事部局等14.4%（令和5年4月1日時点）、教育委員会28.6%（令和5年5月1日時点）と、ともに令和4年度から比較して増加しています。また警察においても、令和5年度に本県警察出身者として2人目の女性警視が誕生し、後に続く警部等の人材も増えつつあるなど、各任命権者により、事情の違いはありますが着実に取組が進められています。さらなる女性職員の登用拡大に向けては、性別による優遇ではなく、能力や実績の評価による基本はそのままに、前向きに管理職員をめざせる女性職員が増えるような支援を行うことも必要であると考えられます。

令和4年10月の「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正によ

り、実際に子の出生後57日間以内に2回育児休業を取得する職員も出てきています。今後、制度の浸透によりさらに男性の育児・家事参画の促進につながる効果が期待されます。男女問わず家庭事情等により時間制約のある職員が、可能な限り能力を発揮できるよう、キャリア形成等の支援が求められます。

障がいのある職員に対しては、働く上での職員の特徴やアピールポイント、希望する配慮等を把握し、組織としての情報共有を継続して行うことで、各々の特性をふまえた途切れのない育成支援に取り組むことが重要です。

(2) 適切な人事評価に基づく人事管理

組織が成果を最大限に発揮するため、職員の主体的な成長や活躍を支援することと併せて、職員個人の成長を組織としての課題解決能力の向上につなげていくためのきめ細かい人事管理がますます重要になります。

評価者である管理職員は、被評価者である個々の職員とともに、困難度や重要度等を考慮したふさわしい目標設定や、職員の果たすべき役割の明確化を行う必要があります。また、管理職員は職員に対し、目標の達成状況や職員の強み弱みをふまえた指導・助言等を行うことによる能力開発等を図ることが求められます。そうした取組の前提として、公平かつ客観的な評価の実施や、管理職員と職員との対話による相互理解により、職員の納得感を向上させることが不可欠です。国・他の地方公共団体の制度も参考に本県の実情をふまえつつ、高い能力・実績のある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう、制度を適切に運用していく必要があります。

加えて、各任命権者においては、職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなどを把握しながら、下位の評語も含め各評語の水準に応じた適正な評価がなされるよう、適切に人事管理を進める必要があります。勤務成績が不良な職員に対して、人事評価等の能力の実証に基づき、降任・免職等の分限処分も含めた厳正な対処を行うことも必要です。

能力・実績に基づく人事管理をとおして、組織力の向上を一層進めていく必要があります。

(3) 60歳を超えて働く職員の活用

地方公務員法の一部を改正する法律により、令和5年4月以降段階的に、職員の定年年齢が65歳まで引き上げられます。定年の引上げに伴い、今後は60歳を超えて働く職員の数が増加していくことが見込まれます。

60歳を超えて働く職員は、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応するために、今まで培ってきた知識や技術を継承していくことに加え、自ら担当職員としてさまざまな分野で活躍するといった当事者意識を持つことが必要です。おおむね50歳以上の高齢層の職員はこのことをふまえ、自身の将来の働き方を見据えながら、社会の急速な変化や求められる能力に係る情報のアンテナを立てておくことも重要です。例えば、デジタル技術の進歩が著しい時代において、デジタルリテラシー^(※)を高めるなど、変化する働き方に柔軟に対応することが必要です。また高齢層の職員に対し、自身の60歳以降の働き方について具体的にイメージができるよう、定年の引上げに係る制度の趣旨や60歳を超える職員に求められる役割等について伝えていくことも重要です。組織として60歳を超えた職員の活躍に期待を寄せており、必要不可欠な存在としての重要な役割があると伝えていくことが必要です。

各職場においては、役職定年制により管理職員から降任した職員、役職定年者以外の60歳を超える職員、暫定再任用職員、60歳以下の職員が混在することとなります。全ての職員がモチベーションを維持し、互いに好影響を与えながら職責に応じた職務を遂行していく職場を作ることにより、組織力を向上していく必要があります。

また、役職定年制を基本とする中で、その例外として特定管理監督職群に規定された職については、役職定年を延長できることとなっており、現在は県立学校及び市町立等学校の校長がこれに該当します。役職定年制は組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するための制度であることに留意し、今後も制度の趣旨をふまえて適切に運用することが必要です。

※ デジタルリテラシー：デジタル技術に関するツール、デバイス及びシステム等を理解して適切に活用する能力

(4) DXの推進による組織力の向上

限られた人員で、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供していくためには、単に職員の能力向上に頼るだけではなく、データやデジタル技術を効果的に活用して組織全体で業務の効率化に取り組むことが不可欠です。

令和4年度に策定したDX人材育成方針に基づき、業務や施策のさまざまな課題に対して、デジタル技術を活用して、最適な解決策を提案し、部局のDX推進を牽引していく職員である「DX推進スペシャリスト」等の人材が育成されています。また、職員の仕事の進め方や働き方を変革していくため、「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づき、コミュニケーション活性化プロジェクト、会議効率化プロジェクト等の取組が進められています。さらに、国・他の地方公共団体の動向をふまえつつ、生成AI^(※)の業務への活用についても検討が進められています。

デジタルでできることを増やしていくことにより、これまで職員が重要性を認識し、挑戦したいと思っても、手が回らなかった業務に取り組むことができ、やりがいにつながることも考えられます。職員一人ひとりが、DX推進の意義や目的を十分に理解し、年齢や経歴に関わらず自分は当事者であるという意識を持つことにより、より効果的に取組を推進し、組織力向上につなげていくことが重要です。

※ 生成AI：あらかじめ学習したデータをもとに、画像・文章・音楽・デザイン等を新たに作成する人工知能（AI）の総称

(5) 不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

コロナ禍を経た社会の大きな変化に、より速やかで的確な対応が必要となる中、多くの職員が日々一生懸命職務に励んでいる一方で、令和5年度も一部の職員による不祥事が発生しています。職員の不祥事は県民の公務に対する信頼を失墜させるだけでなく、職員全体の士気の低下を招きかねないものです。職員の非違行為に対しては、懲戒処分も含め厳正に対処するとともに、県民からの信頼回復に向けて職員個人の不断の資質向上と、職員が意欲的に仕事に取り組むことのできる環境づくりの推進が必要です。

また、不適切な事務処理も発生していることから、再発防止のためにその原

因を詳細に検証し、具体的な対策を講じることが必要です。令和2年4月から導入された内部統制制度は、適正な業務執行の確保を目的として一定定着してきているところです。リスクマネジメントシートの作成過程においては、所属内で対話すること等により、職員一人ひとりが業務上想定されるリスクを日常的に意識し、対応がとられている状態とすることを目的として取り組む必要があります。

(6) 非常勤職員に係る人事管理

令和2年4月に創設された会計年度任用職員制度が4年目となりました。今後も制度を適切に運用することが必要です。

会計年度任用職員をはじめとする非常勤職員は、複雑化・多様化する地方行政サービスの重要な担い手であることから、その職責を自覚した業務遂行が求められています。

管理職員は、非常勤職員の業務が職責に基づき適切なものになるよう、必要に応じて助言・指導を行い、一人ひとりが、高い意欲を持って能力を十分に発揮して勤務できるよう、引き続き働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、地方自治法の改正により、令和6年度からは会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となることから、人事評価を引き続き適切に行っていく必要があります。

3 勤務環境の整備

(1) 知事部局等における労務管理の推進

平成31年度以降、時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入されましたが、他律的業務（一定の限られた時期において、一時的または突発的に業務量が増えその処理が求められる業務）の比重が高い所属（他律的所属）は、月45時間・年360時間の上限を超えて、月100時間未満・年720時間まで時間外勤務を例外的に認める指定が行われています。また、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することが必要な業務）は、業務の状況等を考慮・判断した上で、上限を超える時間外勤務命令を行うことができま

す。

令和4年度当初に指定された他律的所属は、全所属のうち41.5%でしたが、令和5年3月には56.6%に増加しました。令和5年度についても昨年度と同様に、年度当初に指定された39.2%から増加しています。

また特例業務として、新型コロナウイルス感染症対策が対象となっており、令和4年度の年間500時間超の時間外勤務者は329人であり、令和3年度に引き続き非常に多くなっています。

さらに今後、コロナ禍からの回復に向けてこれまで延期・中止してきた事業が本格的に再開することに伴い、職員の業務負担が増加することが想定されます。

時間外勤務命令は、他律的業務や特例業務であるか否かに関わらず、職員の健康及び福祉を害しない上限の範囲内で必要最小限のものとするという原則に基づき、制度を運用することが必要です。

職員に対する「日本一、働きやすい県庁（しょくば）アンケート2022」の結果によると、「勤務時間の削減のために管理職が中心となった業務見直しなどの取組」に対する職員の満足度は、全28項目中26位となっています。また、令和3年度と比較して、「総勤務時間」「業務見直し」「仕事配分、業務量」といった項目の満足度が大幅に減少しています。引き続き業務の見直しや効率化を進めるとともに、適切な検証やワーク・マネジメントを行い、長時間労働の是正に取り組む必要があります。

これまでに、幅広い年齢層の職員を対象に、業務改善を具体的に進めるための方策を学ぶ研修が実施されています。また、業務の削減や見直しのために管理職員と職員との対話も行われているところです。

長時間労働の是正に向け、こうした取組等と並行して、業務量に応じた柔軟で適切な人員配置を行うことも重要です。

令和2年度に総務省が行った「地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査」によると、メンタルヘルス不調による休務者について、「10代～20代」、「30代」にやや多い傾向がみられました。職員のメンタルヘルス対策には、「こころの健康の保持増進と適応力づくり」等の一次予防、「こころの不調への気づきと早期予防」の二次予防、「こころの不健康からの回復と職場復帰、

再発の予防」の三次予防があります。若手職員に対しては、新規採用職員、採用2年目・3年目・5年目職員の研修において、自らのストレスを予防、軽減するセルフケアについての意識向上を図っています。若手職員は、環境の変化や新たな業務への適応に不安があると考えられるため、メンタルヘルス不調に陥らないよう働きかけることが重要です。

また、職員がメンタルヘルス不調になる原因はさまざまですが、職場におけるハラスメントの心身への影響は大きく、うつ状態等の誘因となっています。職員のメンタルヘルスを守るため、パワハラ等のハラスメントに対する対策が必要です。なお、職員からの言動に限らず、行政サービスの利用者等、職員以外の人からの言動も、パワハラとなることがあります（いわゆる「カスタマーハラスメント」）。特定の職員に負担が偏りメンタルヘルス不調に陥ることがないよう、組織全体として対応することが求められます。

職員の健康を確保するためには、快適な職場環境の形成に向けて、法令に基づき職場の安全衛生管理体制を適正に維持することが必要です。

(2) 学校における労務管理の推進

令和2年度以降、教育委員会は、教育職員の時間外労働の上限を月45時間・年360時間と規定し、長時間労働の是正に向け継続して取り組んできました。しかし、令和4年度における時間外労働が月45時間の上限を超えた教職員の割合は、小学校で9.3%、中学校で28.2%、県立学校で9.3%であり、依然として長時間労働が解消されるまでには至っていません。

上限時間の遵守に向けて、引き続き県及び市町の教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進し、長時間労働の是正に取り組む必要があります。

そのためには、業務の適正化、行事等の見直し、部活動指導員等の専門人材の活用等に引き続き取り組んでいくことが必要です。令和5年8月の中央教育審議会特別部会の緊急提言においても、これらのことについて触れられています。

業務の適正化については、同緊急提言において、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」について言及されています。文部科学省による「学校・教師が担う業務に係る3分類^(※)」に基づく対応策の例をもとに、優先順位をふま

えて業務を見直すなど、必要な取組を精選することが、教育の質の向上からも重要です。学校は生徒のためなら何でも対応してくれるという地域や保護者の認識もあり、時間外の保護者対応、地域の要望を受けた登校指導、特別な配慮の必要な生徒の増加等の業務が際限なく増加する場合には、地域や保護者に理解を求めていくことも考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症により休止していた業務が戻りつつあります。行事や業務内容について、従来の慣習にとらわれず、コロナ禍の経験をふまえ、必要なものに精選することや、準備の簡素化、省力化を進める必要があります。

中学校における休日の部活動の地域移行については、引き続き各市町教育委員会と取組状況や課題を共有しながら取り組むことが必要です。高等学校においては、部活動の顧問が未経験等の場合、負担軽減のために、部活動指導員の活用等のほかデジタル技術を活用して外部の専門家から助言を得るなどして経験不足を補い、効率的・効果的に指導できる環境を作る、といった取組も始まっています。

一年単位の変形労働時間制は、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分することを認める制度で、長期休業期間等において休日を中心して確保することを目的とする場合に限り適用できます。制度の導入から2年目となりましたが、令和5年度に制度を活用している県立学校は令和4年度の3校から1校減少するなど、広がりが見られない状況です。繁閑期の変更があっても勤務の割り振りの変更ができない、年次有給休暇の取得でも同様の効果が得られるため利用しづらい、といった意見が聞かれます。当該制度は、特効薬のない働き方改革を総合的に進めるための一つの選択肢であるため、必要に応じ活用できるように、事例を集積していくことが重要です。

本県教職員の病気休職者における精神神経系疾患の割合は全国平均を下回っているものの、毎年一定数の教職員がメンタルヘルス不調により休職する状況が続いています。精神神経系疾患の発生及び再発の防止に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

県教育委員会では令和4年度から、県立学校の管理職員を対象に、支援が必要な場合に利用できる事業や制度等を保健師に相談できる窓口として「メンタ

ルヘルスコンシェルジュ事業」が実施されています。引き続き臨床心理士や精神科医等の専門家からの助言もふまえ、メンタルヘルス対策がより効果的な取組になるよう進めていく必要があります。

教職員の健康を確保するためには、快適な職場環境の形成に向けて、法令に基づき学校の安全衛生管理体制を適正に維持することが必要です。

- ※ 学校・教師が担う業務に係る3分類：平成31年の中央教育審議会答申で示された「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」

(3) 警察における労務管理の推進

知事部局等と同様、警察の職場においても、平成31年度から時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入され、勤務の特殊性からほぼ全ての所属が他律的所属となっています。月平均で80時間を超えて時間外勤務を行った職員等を対象に、過重労働による健康管理医の面接指導を実施していますが、職員が希望しなかった場合でも、保健師が電話等による体調等の聞き取りを行うとともに、職員と日常的に接する管理職員を中心とするラインケアが行われており、健康リスクの早期発見・早期対応につなげています。

とりわけ職員のメンタルヘルスについては、組織内の臨床心理士が、メンタルヘルス不調による休業を予防する段階、復職段階、再発防止段階の3段階において、早期の支援と介入を継続的に行ってきました。その結果、復職件数が増加傾向にあるなど、取組が成果をあげつつあります。管理職員が職員の心身の不調にいち早く気づき、早期に対応することが重要であることから、引き続きラインケア研修等で意識啓発を行っていくことが必要です。

ワークとライフのバランスについては、業務改善による時間外勤務の縮減、年次有給休暇や男性の育児参加休暇の取得等の促進を、課長補佐級等以上の職にある幹部職員が言葉と態度で率先し、さらには推進状況を幹部職員の人事評価に適切に反映させることで、組織の意識改革を行っています。引き続き、職員が能力を最大限発揮できるように、勤務環境を一層整備していくことが重要です。

(4) 柔軟かつ多様な働き方

全ての職員が自らのライフスタイルに応じた働き方ができる環境が整備されることにより、三重県職員として働く場の魅力が高まり、さらなる多様で有為な人材をひきつけるといった好循環につながると考えられます。

コロナ禍の中開始された在宅勤務制度は、職員の多様な働き方の一つとして利用されています。働く場所を柔軟化することは、職員の能力発揮やワークとライフのバランスの実現につながることから、人事院が令和5年中に策定予定のテレワークの実施に関するガイドラインも参考にしながら、よりよい制度としていく必要があります。また、早出遅出勤務制度については、育児中の職員以外も利用できるようになり、令和4年9月には、知事部局等の約1割の職員が利用しました。いずれも、職員の希望や事情に応じた働き方が可能な勤務環境であることが必要です。

このほか、国においては、柔軟な働き方として、フレックスタイム制の拡充が推進されています。また、職員の健康確保の観点から、勤務間インターバルの確保^(※)の取組を推進する方針です。本県においても、このような制度について、国・他の地方公共団体の動向も注視しながら検討する必要があります。

障がいのある職員に対しては、令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、「障がい者活躍推進計画」の策定が義務づけられたことを受け、任命権者において計画に基づいた取組が行われているところです。各任命権者では、「障がい者活躍推進計画」に基づき推進チームの設置や、職員の不安や悩みの相談にのる窓口の整備等、障がいのある職員の意見をふまえてつつ活躍を推進するための環境整備に取り組んでいます。今後も障がいのある職員が、能力を十分に発揮しながらやりがいを持って働くことのできる職場環境づくりを進めていくことが必要です。

柔軟かつ多様な働き方の実現にあたっては、制度の拡充だけでなく、さまざまな事情を抱える職員はもとより、全ての職員が自らのライフスタイルに応じて安心して働くことができるよう、組織全体で人員体制や業務量の適正化を図ることが重要です。

※ 勤務間インターバルの確保：1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル時間）を確保

(5) ハラスメントのない職場環境づくり

職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心身の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい職場環境を整備する上で重要な課題です。ハラスメントを当事者間の個人的な問題として片付けるのではなく、組織全体で対応するべき問題としてとらえることが必要です。

従来から、各任命権者においてハラスメント相談窓口設置や職員研修等、組織としての防止対策が行われているところですが、本委員会で行っている職員相談の内容で最も多いのは、ハラスメント関係であり、令和4年度は全相談件数の約4割でした。

引き続きゼロ・ハラスメントの実現に向けて、ハラスメントを根絶するという強い意志を持って取り組むことが必要です。

また各種ハラスメントとして寄せられる相談の中には、当事者間のコミュニケーション不足が原因と考えられるものがみられます。管理職員はもとより職員一人ひとりが、お互いを信頼しあえる、風通しのよい職場づくりを心掛けることが重要です。また本委員会としても、地方公務員法に基づき、職員からの相談に適切かつ丁寧に対応していきます。

第2 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和5年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教育職員等を含めた再任用職員を除く職員の数は、19,253人でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等10種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、395,251円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている者は、4,923人であり、その平均給与月額は、375,569円（平均年齢43.1歳）でした。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、県内796の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した159事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22職種6,364人）に対して、本年4月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について、訪問等により詳細に調査を行いました。

併せて、研究員、医師等（54職種633人）についても、同様の調査を行いました。

(2) 調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は39.7%（昨年57.6%）、ベースアップを実施した事業所の割合は57.5%（同32.5%）、ベースアップを中止した事業所の割合は1.9%（同9.9%）であり、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年に比べ25.0ポイント増加していました。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.9%（昨年89.4%）であり、昨年に比べ2.5ポイント増加していました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第17表、第18表 参照）

イ 初任給の状況

新規学卒者の初任給は、大学卒で215,054円、短大卒で194,672円、高校卒で178,631円となっていました。また、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は企業全体で採用した場合を含めて、大学卒で63.7%（昨年60.6%）、高校卒で61.1%（同52.7%）となっており、そのうち大学卒で71.8%（同49.0%）、高校卒で68.8%（同55.2%）の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で26.6%（昨年51.0%）、高校卒で29.6%（同44.8%）でした。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第12表、第14表 参照）

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

「令和5年人事統計調査」及び「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った上で、その公民給与の較差（以下「公民較差」といいます。）を算出しました。

その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人あたり平均2,865円(0.75%)下回っていました。

公 民 較 差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	383,550円
職員の給与 (B)	380,685円
公民較差 (A)-(B)	2,865円 (0.75%)

(注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。

2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者4,923人(再任用職員を除く。)から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた4,781人です。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間平均支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.08月分下回っていました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第16表 参照)

4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年同月に比べると全国で3.5%、津市で3.3%上昇していました。

「家計調査」(総務省統計局)によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時点では、全国で昨年同月比名目2.9%の減少、津市で同23.9%の増加となっていました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ178,510円、224,630円及び270,730円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査(パートタイム労働者を含む。事業所規模30人以上)」(県統計課)によると、本年4月の「きまって支給する給与」は、前年比で0.2%減少していました。

本年4月の有効求人倍率は、三重県で1.33倍（昨年同月1.39倍）（三重労働局）、全国で1.32倍（同1.24倍）（厚生労働省）となっており、また本年4～6月期の完全失業率（モデル推計値、総務省統計局）は、三重県で1.9%（昨年同期2.0%）、全国で2.7%（同2.7%）となっていました。

参考資料	Ⅲ 生計費関係資料	参照
	Ⅳ 労働経済関係資料	

5 国家公務員の給与

(1) 人事院勧告

人事院は、本年8月7日に国会及び内閣に対し一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

ア 民間給与との比較に基づく給与改定等

(ア) 民間給与との比較

- ・月例給：民間給与との較差 3,869円（0.96%）
- ・特別給：民間の支給割合 4.49月（公務の支給月数4.40月）

(イ) 給与改定の内容

【月例給】

- ・俸給表：行政職俸給表（一）は民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等をふまえ、一般職試験（高卒者）に係る初任給を7.8%（12,000円）、一般職試験（大卒程度）に係る初任給を5.9%（11,000円）、総合職試験（大卒程度）に係る初任給を5.8%（11,000円）、それぞれ引上げ。これをふまえ、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定（平均改定率1.1%）

定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額については、各級の改定額をふまえ、所要の引上げ改定

その他の俸給表は行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定

【特別給】

- ・民間の支給状況に見合うよう引上げ（4.40月→4.50月）
- ・民間の支給状況等をふまえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉

手当に 0.05 月分ずつ均等に配分

(ウ) 実施時期

- ・月例給：令和 5 年 4 月 1 日
- ・特別給：法律の公布日

イ その他

- ・初任給調整手当

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

- ・委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況をふまえ、支給限度額を引上げ

ウ 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

(ア) 支給対象職員

住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して 1 か月あたり 10 日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員

(イ) 手当額

月額 3,000 円

(ウ) 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日

(工) 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱い

在宅勤務等手当を支給される職員で、通勤のために公共交通機関等を利用または自動車等を使用するものに対する通勤手当の取扱いを措置

エ 非常勤職員の給与

本年 4 月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与

を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

(2) 平均給与月額等

令和5年4月1日時点における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用者は139,522人（新規採用者、再任用職員等を除く。）であり、その平均給与月額は404,015円（平均年齢は42.4歳）となっています。昨年4月と比較すると国家公務員の平均給与月額は、1,034円減少しています。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本府省が447,666円、管区機関が404,749円、府県単位機関で388,199円、その他の地方支分部局で376,882円となっています。（令和5年人事院勧告 参考資料第1表及び第3表）

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向ならびに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の民間給与との比較による給与改定

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保する機能を有するものです。地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与との均衡を図る給与の決定方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

本委員会は、地方公務員法は給与について均衡の原則を求めていることから、改定にあたっては、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与との均衡を図るよう改定することが必要であるとして、次に述べるような措置を講ずることが適当であると判断しました。

(2) 改定の基本方針

本年は、前記 I の 3 (1) のとおり職員の給与が民間従業員の給与を 2,865 円 (0.75%) 下回っていることから、月例給の引上げ改定を行うこととします。

また、特別給である期末・勤勉手当については、前記 I の 3 (2) のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を 0.08 月分下回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数の引上げ改定を行うこととします。

(3) 改定すべき事項

ア 給料表

公民較差（0.75%）を解消するため、行政職給料表で平均 0.9%の引上げ改定を行うこととします。また、他の給料表についても行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行います。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行います。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与とを均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施します。

イ 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月とします。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等をふまえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度においては12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降においては6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数がそれぞれ均等になるよう配分します。

また、行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当ならびに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げます。

ウ 初任給調整手当

医師または歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施します。

2 獣医師に対する初任給調整手当の改定

獣医師については、多くの都道府県で安定的な人材確保が困難な状況が続いています。これまで本県においては、採用の機会を確保するため採用選考試験を毎

年複数回実施しているほか、平成 29 年 4 月からは他の都道府県の状況をふまえ初任給調整手当を支給することとし、給与上の処遇改善も行ってきたところです。

また、任命権者においては採用活動として、大学の就職説明会への参加やインターンシップ事業の実施等の取組を行うとともに、令和 4 年度からは職員が出身大学の学生に直接アポイントを取り、公務員獣医師の業務の魅力等について伝える「ピンポイントリクルート」を始めたところです。しかしながら、ここ数年の選考試験においては、申込者数が採用予定数を下回る厳しい状況が続いています。

そのため、本委員会においては、人材確保のための一つの方策として、令和 5 年 4 月時点の他の都道府県における獣医師に対する給与上の処遇改善の状況等について検証し、本県におけるその必要性の有無を検討することとしました。その結果、平成 29 年 4 月に本県が初任給調整手当の制度を導入してから令和 5 年 4 月までの間、30 の道府県が獣医師に対する初任給調整手当の制度創設や月額の上昇等を行っていることが分かりました。また、令和 5 年 4 月時点における獣医師の初任給^(※)を推計したところ、本県の初任給は 47 都道府県中 40 位と水準が低くなっていました。

このような状況をふまえ、給与上の処遇改善を図るため、現行の獣医師に対する初任給調整手当の月額及び支給期間を改定することが適当であると考えます。他の都道府県の状況等をふまえ、月額の上限を 30,000 円から 50,000 円に引き上げ、支給期間については、上限を 12 年から 15 年に延ばすこととし、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

なお、安定的な人材確保に向けて、給与上の処遇改善を図るとともに、さらに積極的な採用活動を実施していくことが必要です。また、採用した職員の定着を図る観点から、やりがいを持っていきいきと働くことができる勤務環境の確保を進めることも重要です。

※ 家畜保健衛生所に勤務する獣医師を対象として、令和 5 年 4 月時点の給料月額に次の手当等が支給される団体においては、その団体の条例等に基づき支給される手当額を合算して推計。地域手当（都道府県庁所在地の地域手当の支給割合による額）、初任給調整手当、給料の調整額（調整基本額に最大の調整数を乗じて得た額）、月額の特種勤務手当

3 その他の課題

(1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は昨年8月の勧告時に、公務員人事管理に関するさまざまな取組を進める中で、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）も進めていくことを表明し、令和5年に骨格案を示すよう検討を進め、令和6年には成案を示すとしていました。

本年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告において、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンスの向上」、「働き方やライフスタイルの多様化への対応」における給与制度のアップデートの骨格案が整理・公表されたことから、本委員会においては、引き続き人事院の動向を注視するとともに、本県の状況をふまえた対応を検討していく必要があります。

(2) 教育職員給与への対応

令和5年5月に中央教育審議会が、文部科学大臣の諮問「質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を受け、処遇改善のあり方について検討しています。本委員会としてもその動向を注視していく必要があります。

第3 むすび

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告の人事管理に関しては、多様で有為な人材確保、年齢層に応じた人材育成と適切な人材活用等による組織力の向上、時間外勤務の上限をふまえた適正な労務管理、柔軟かつ多様な働き方の推進等に言及しましたが、これらは全ての職員が健康でやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したものです。

また、給与に関しては、本年4月の職員の給与と民間従業員の給与との比較により、月例給、特別給ともに2年連続で引上げとなる勧告を行いました。特に給料表は人材確保の観点から若年層に重点を置きつつ、全ての号給を引き上げる改定となっています。

本年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行し、コロナ禍を経て、仕事の進め方や働き方が大きく変化してきています。職員におかれては日々職務に尽力されているところですが、引き続き、状況の変化に柔軟に対応しながら、使命感と高い倫理観を持ち、時代の変化とともに複雑化、多様化する課題にも果敢に取り組まれることを期待します。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に対し深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 10 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年三重県条例第 72 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年三重県条例第 61 号）を改正することを勧告する。

I 令和 5 年 4 月の民間給与との比較による給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

（2）初任給調整手当

医師または歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

（3）期末手当及び勤勉手当

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

（ア）（イ）及び（ウ）以外の職員

期末手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5 月分）とすること。

（イ） 特定管理職員

期末手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短

時間勤務職員にあっては、0.6月分) とすること。

(ウ) 行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を 0.675 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6875 月分)とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.4875 月分) とすること。

(イ) 特定管理職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5875 月分)とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5875 月分) とすること。

(ウ) 行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.65 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 及び別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

II 獣医師に対する初任給調整手当の改定のための職員の給与に関する条例の改正

獣医師の資格を有する職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員に対し、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

III 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(3)のA及びIの2の(2)のAについては、令和5年12月1日から、Iの1の(3)のイ及びIの2の(2)のイならびにIIについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額									
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,000	210,900	243,800	274,500	298,300	326,000	368,400	413,200	462,800	526,000
	2	166,100	212,600	245,300	276,100	300,400	328,200	371,000	415,600	465,900	528,900
	3	167,300	214,300	246,700	277,600	302,400	330,400	373,400	418,100	468,900	532,000
	4	168,400	215,800	248,100	279,200	304,300	332,400	375,800	420,500	471,900	535,100
	5	169,500	217,300	249,300	280,700	306,100	334,400	377,700	422,400	474,900	538,200
	6	170,600	219,100	250,900	282,400	307,900	336,400	380,200	424,500	477,900	540,500
	7	171,700	220,800	252,400	284,200	309,500	338,300	382,500	426,600	480,900	543,000
	8	172,800	222,500	253,800	286,000	311,100	340,200	385,000	428,800	484,000	545,400
	9	173,800	224,000	254,900	287,700	312,700	342,100	387,400	430,700	486,700	547,800
	10	175,200	225,500	256,300	289,600	314,900	344,100	390,000	432,800	489,800	549,600
	11	176,500	227,000	257,800	291,400	317,100	346,100	392,600	434,900	492,800	551,400
	12	177,800	228,500	259,100	293,200	319,100	348,100	395,200	436,800	495,900	553,300
	13	179,000	229,700	260,400	295,000	321,100	349,900	397,500	438,500	498,600	555,000
	14	180,500	231,100	261,600	296,600	323,100	351,900	399,800	440,300	500,900	556,400
	15	182,000	232,500	262,800	298,000	325,000	353,800	402,000	442,200	503,200	557,700
	16	183,600	233,900	264,000	299,400	326,900	355,700	404,300	444,100	505,500	558,800
	17	184,700	235,300	265,200	300,900	328,800	357,400	406,100	445,900	507,500	560,100
	18	186,100	236,900	266,500	302,900	330,800	359,400	408,000	447,700	508,900	561,100
	19	187,500	238,400	267,800	304,900	332,700	361,200	409,900	449,500	510,400	562,000
	20	188,900	239,800	269,100	306,700	334,600	363,100	411,700	451,200	511,800	562,900
	21	190,200	241,000	270,500	308,400	336,300	365,000	413,500	453,000	513,000	563,800
	22	192,500	242,600	272,000	310,300	338,300	366,900	415,300	454,500	514,400	
	23	194,700	244,100	273,600	312,200	340,300	368,800	417,100	455,900	515,900	
	24	196,900	245,500	275,100	314,000	342,200	370,700	418,900	457,400	517,400	
	25	199,100	246,500	276,700	315,700	343,600	372,600	420,500	458,800	518,500	
	26	200,800	248,000	278,400	317,700	345,500	374,500	422,000	460,100	519,600	
	27	202,300	249,300	280,000	319,700	347,400	376,400	423,500	461,400	520,800	
	28	203,800	250,500	281,600	321,600	349,300	378,300	425,000	462,600	522,000	
	29	205,300	251,600	283,200	323,300	350,900	379,800	426,500	463,600	523,000	
	30	206,700	252,600	284,700	325,300	352,800	381,600	427,800	464,300	523,900	
	31	208,100	253,500	286,200	327,300	354,600	383,400	429,100	465,100	524,800	
	32	209,500	254,400	287,700	329,300	356,400	385,000	430,300	465,800	525,700	
	33	210,900	255,300	288,800	330,500	358,200	386,700	431,500	466,500	526,500	
	34	212,200	256,200	290,400	332,500	360,000	388,100	432,800	467,300	527,400	
	35	213,500	257,000	291,900	334,400	361,700	389,500	434,100	468,000	528,100	
	36	214,800	257,800	293,400	336,400	363,400	390,900	435,300	468,600	528,600	
	37	216,100	258,500	294,800	338,300	364,800	392,300	436,500	469,100	529,300	
	38	217,300	259,600	296,400	340,200	366,100	393,500	437,300	469,700	529,900	
	39	218,500	260,800	298,000	342,100	367,400	394,700	438,100	470,300	530,700	
40	219,600	261,900	299,600	344,000	368,800	395,700	438,900	470,900	531,300		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	220,700	263,100	301,100	345,800	369,900	396,800	439,500	471,400	531,800	
	42	221,800	264,300	302,700	347,700	370,800	398,000	440,200	471,900		
	43	222,800	265,400	304,200	349,500	371,800	399,100	440,900	472,300		
	44	223,800	266,500	305,700	351,300	372,900	400,200	441,600	472,600		
	45	224,700	267,600	307,300	352,800	373,700	400,900	442,400	472,900		
	46	225,600	268,700	308,900	354,200	374,600	401,600	443,200			
	47	226,500	269,800	310,500	355,600	375,500	402,300	443,600			
	48	227,400	270,800	312,000	357,100	376,300	403,000	444,300			
	49	228,300	271,800	312,900	358,600	377,100	403,600	444,800			
	50	229,200	272,800	314,400	359,400	377,900	404,200	445,200			
	51	230,100	273,800	315,900	360,400	378,700	404,700	445,600			
	52	231,000	274,700	317,500	361,400	379,400	405,100	446,000			
	53	231,800	275,600	319,100	362,300	380,100	405,500	446,400			
	54	232,700	276,500	320,700	363,400	380,800	405,800	446,800			
	55	233,600	277,400	322,200	364,300	381,500	406,100	447,200			
	56	234,400	278,300	323,700	365,300	382,200	406,400	447,500			
	57	234,700	279,200	325,100	366,200	382,700	406,700	447,800			
	58	235,500	280,100	326,300	366,900	383,300	407,000	448,200			
	59	236,200	281,000	327,400	367,600	383,900	407,300	448,500			
	60	236,800	281,900	328,500	368,200	384,600	407,600	448,800			
	61	237,400	282,900	329,200	368,600	385,000	407,900	449,100			
	62	238,100	283,900	330,100	369,200	385,700	408,200				
	63	238,700	284,800	330,900	369,900	386,300	408,500				
	64	239,200	285,700	331,700	370,600	386,900	408,800				
	65	239,700	286,200	332,500	370,900	387,300	409,100				
	66	240,200	286,900	332,900	371,600	387,900	409,400				
	67	240,700	287,600	333,500	372,300	388,500	409,700				
	68	241,300	288,500	334,200	372,900	389,100	410,000				
	69	241,800	289,500	335,000	373,200	389,500	410,200				
	70	242,300	290,300	335,700	373,800	390,000	410,500				
	71	242,800	291,100	336,400	374,500	390,500	410,800				
	72	243,300	291,900	337,000	375,100	391,100	411,000				
	73	243,800	292,600	337,500	375,400	391,400	411,200				
	74	244,300	293,100	338,100	376,000	391,800	411,500				
	75	244,700	293,500	338,600	376,700	392,200	411,800				
	76	245,200	293,900	339,200	377,300	392,600	412,000				
	77	245,700	294,100	339,500	377,700	392,900	412,200				
	78	246,200	294,400	340,000	378,200	393,200	412,500				
	79	246,700	294,600	340,400	378,800	393,500	412,800				
	80	247,200	294,900	340,800	379,300	393,700	413,000				
	81	247,600	295,100	341,200	379,800	393,900	413,200				
	82	248,100	295,300	341,700	380,400	394,200	413,500				
	83	248,500	295,600	342,200	380,900	394,500	413,800				
	84	248,900	295,800	342,700	381,200	394,700	414,000				

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額									
定年 前 再 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	249,300	296,100	343,000	381,600	394,900	414,200				
	86	249,700	296,400	343,400	382,100	395,200					
	87	250,100	296,700	343,900	382,500	395,500					
	88	250,500	297,000	344,300	382,900	395,700					
	89	250,900	297,300	344,600	383,300	395,900					
	90	251,400	297,700	345,000	383,800	396,200					
	91	251,700	298,000	345,500	384,200	396,500					
	92	252,000	298,400	345,900	384,600	396,700					
	93	252,300	298,600	346,100	384,900	396,900					
	94		298,800	346,500							
	95		299,100	347,000							
	96		299,500	347,400							
	97		299,700	347,600							
	98		300,000	348,000							
	99		300,400	348,400							
	100		300,800	348,700							
	101		301,000	349,000							
	102		301,300	349,400							
	103		301,700	349,800							
	104		302,000	350,200							
	105		302,200	350,700							
	106		302,500	351,100							
	107		302,900	351,500							
	108		303,200	351,900							
109		303,400	352,400								
110		303,800	352,800								
111		304,200	353,100								
112		304,500	353,400								
113		304,700	353,900								
114		304,900									
115		305,200									
116		305,600									
117		305,800									
118		306,000									
119		306,300									
120		306,600									
121		307,000									
122		307,200									
123		307,500									
124		307,800									
125		308,100									
特											823,000
定年 前 再 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		191,600	219,100	259,100	278,500	293,600	319,100	360,900	394,100	445,300	525,700

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
(二) この表の10級の特号給は、職員の給与に関する条例第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	191,000	207,000	230,800	268,200	305,400	329,400	354,700	387,500	427,900
	2	192,800	208,700	232,800	269,700	307,200	331,500	356,900	389,700	429,700
	3	194,700	210,500	234,600	271,100	308,900	333,500	359,100	391,600	431,600
	4	196,400	212,300	236,400	272,500	310,700	335,500	361,000	393,500	433,500
	5	197,800	214,200	238,400	274,000	312,200	337,500	362,900	395,200	434,900
	6	199,700	216,300	239,900	275,300	314,000	339,000	364,900	397,200	436,500
	7	201,500	218,600	241,400	276,500	315,900	340,500	366,900	399,000	438,100
	8	203,400	220,800	243,000	277,700	317,800	342,000	368,700	400,800	439,600
	9	205,000	222,700	244,900	278,700	319,400	343,500	370,400	402,500	441,000
	10	206,700	224,800	246,500	279,900	321,400	345,700	372,400	404,400	442,700
	11	208,400	226,900	248,200	281,100	323,400	347,900	374,400	406,400	444,300
	12	210,100	228,700	249,700	282,200	325,400	349,900	376,400	408,400	445,700
	13	211,800	230,500	251,400	283,300	327,300	351,700	378,200	410,000	446,600
	14	213,800	232,300	253,300	284,600	328,900	353,700	380,200	412,100	448,200
	15	215,900	234,000	255,100	285,600	330,400	355,600	382,200	414,100	450,000
	16	217,900	235,600	256,900	286,600	331,900	357,500	384,200	416,200	451,800
	17	220,000	237,500	258,200	287,300	333,400	359,400	385,800	417,900	453,300
	18	221,800	238,900	259,700	288,700	335,600	361,400	387,800	419,500	455,100
	19	223,700	240,300	261,200	290,000	337,700	363,300	389,700	421,100	456,900
	20	225,600	241,700	262,600	291,300	339,800	365,300	391,700	422,700	458,600
	21	227,500	243,300	264,000	292,300	341,500	367,000	393,400	424,200	460,200
	22	229,300	244,800	264,800	293,300	343,300	368,900	395,500	425,800	461,900
	23	230,900	246,400	265,600	294,500	345,100	370,700	397,500	427,200	463,500
	24	232,400	248,000	266,500	295,600	346,900	372,600	399,500	428,600	465,300
	25	234,300	249,600	267,400	296,500	348,800	374,300	401,000	429,700	466,800
	26	235,700	251,200	268,500	298,000	350,800	376,300	403,000	431,100	468,200
	27	237,000	252,800	269,600	299,600	352,700	378,300	405,000	432,600	469,700
	28	238,400	254,300	270,500	301,100	354,500	380,300	407,100	434,100	471,000
	29	240,100	255,300	271,300	302,700	356,300	382,100	408,600	435,400	472,200
	30	241,800	256,800	272,300	304,400	358,400	384,200	410,400	437,100	472,900
	31	243,400	258,300	273,400	306,100	360,200	386,200	412,000	438,700	473,600
	32	244,900	259,700	274,300	307,800	362,100	388,200	413,700	440,300	474,300
	33	246,400	260,900	274,800	309,100	363,500	390,000	415,300	441,700	474,800
	34	248,100	261,900	276,000	310,700	365,500	392,100	416,800	443,400	475,600
	35	249,700	262,800	277,000	312,400	367,400	394,100	418,300	445,100	476,300
	36	251,300	263,700	278,000	314,000	369,400	396,000	419,700	446,700	476,900
	37	252,300	264,700	278,600	315,600	371,300	397,700	420,900	448,100	477,200
	38	253,800	265,900	279,500	317,000	373,400	399,100	422,400	448,800	477,800
	39	255,300	267,000	280,300	318,500	375,300	400,400	423,900	449,500	478,300
	40	256,700	267,800	281,100	320,000	377,300	401,700	425,300	450,200	478,800
	41	257,900	268,700	281,900	321,300	379,200	402,700	426,800	450,600	479,300
	42	258,800	269,700	282,900	322,800	381,300	403,800	428,100	451,200	479,700
	43	259,700	270,700	283,800	324,300	383,300	404,800	429,300	451,900	480,100
	44	260,500	271,500	284,600	325,800	385,300	405,800	430,500	452,500	480,500
	45	261,300	272,100	285,400	327,300	387,000	406,900	431,500	453,300	480,800
	46	262,300	273,200	286,600	329,000	388,700	408,100	432,200	454,000	
	47	263,200	274,100	287,800	330,700	390,300	409,200	433,000	454,500	
	48	263,800	275,200	289,100	332,300	391,900	410,300	433,800	455,000	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	49	264,400	275,900	290,500	333,700	393,100	411,500	434,300	455,500	
	50	265,300	276,800	292,100	335,100	394,100	412,300	434,700	455,800	
	51	266,200	277,700	293,400	336,500	395,100	413,100	435,100	456,100	
	52	267,100	278,500	294,700	338,100	396,100	413,700	435,400	456,500	
	53	267,600	279,300	296,100	339,600	397,200	414,200	435,700	456,900	
	54	268,800	280,000	297,600	341,200	398,300	414,900	436,100	457,100	
	55	269,600	280,800	299,000	342,800	399,400	415,600	436,400	457,400	
	56	270,700	281,600	300,400	344,400	400,500	416,200	436,700	457,600	
	57	271,400	282,300	301,600	345,300	401,800	416,900	437,000	458,000	
	58	272,200	283,600	303,200	347,000	402,600	417,300	437,300	458,200	
	59	272,900	284,800	304,800	348,600	403,400	417,900	437,600	458,400	
	60	273,600	286,100	306,100	350,200	404,000	418,500	437,900	458,600	
	61	274,200	287,400	307,400	351,800	404,500	418,900	438,200	459,000	
	62	274,800	288,800	308,900	353,500	405,200	419,500	438,500		
	63	275,400	290,000	310,300	355,100	405,900	420,000	438,800		
	64	276,000	291,400	311,600	356,800	406,600	420,500	439,100		
	65	276,700	292,700	312,900	358,300	406,900	421,000	439,400		
	66	277,700	293,800	314,500	359,900	407,600	421,600	439,700		
	67	278,700	294,900	315,900	361,400	408,300	422,000	440,000		
	68	279,500	296,000	317,300	362,900	408,800	422,500	440,300		
	69	280,400	297,400	318,600	364,100	409,200	422,900	440,500		
	70	281,600	298,800	320,000	365,500	409,700	423,200	440,800		
	71	282,700	300,100	321,300	366,800	410,300	423,500	441,100		
	72	283,900	301,200	322,700	368,200	410,800	423,800	441,300		
	73	284,900	302,300	323,400	369,300	411,300	424,100	441,500		
	74	285,900	303,400	324,900	370,500	411,700	424,400	441,800		
	75	286,900	304,500	326,400	371,700	412,200	424,700	442,100		
	76	287,900	305,600	328,100	372,900	412,700	425,000	442,400		
	77	288,900	306,500	329,900	374,200	413,200	425,200	442,600		
	78	290,000	307,900	331,600	375,400	413,700	425,500	442,900		
	79	291,000	309,100	333,200	376,600	414,300	425,800	443,200		
	80	291,600	310,400	334,800	377,700	414,800	426,000	443,500		
81	292,500	311,600	336,400	378,800	415,200	426,200	443,700			
82	293,500	313,000	338,000	380,000	415,800	426,500	444,000			
83	294,400	314,100	339,600	381,100	416,300	426,800	444,300			
84	295,200	315,400	341,200	382,300	416,500	427,000	444,600			
85	296,300	316,300	342,600	383,400	416,800	427,200	444,800			
86	297,400	317,600	344,100	384,000	417,300	427,500				
87	298,300	318,900	345,600	384,500	417,600	427,800				
88	299,300	320,400	347,000	385,000	417,900	428,000				
89	300,300	321,900	348,300	385,600	418,200	428,200				
90	301,400	323,400	349,500	386,200	418,600	428,500				
91	302,500	324,800	350,700	386,800	419,000	428,800				
92	303,600	326,300	352,000	387,400	419,400	429,000				
93	304,100	327,500	353,300	387,700	419,700	429,200				
94	305,200	328,800	354,800	388,200						
95	306,300	330,100	356,300	388,800						
96	307,600	331,400	357,700	389,300						

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	97	308,700	332,600	359,000	389,700					
	98	309,900	333,900	360,200	390,100					
	99	311,100	335,100	361,300	390,700					
	100	312,300	336,300	362,500	391,200					
	101	313,400	337,700	363,600	391,600					
	102	314,400	338,600	364,700	392,100					
	103	315,400	339,600	365,800	392,700					
	104	316,400	340,700	366,900	393,200					
	105	317,200	341,800	368,100	393,500					
	106	317,800	342,900	368,600	393,900					
	107	318,400	343,900	369,200	394,400					
	108	319,000	344,900	369,800	394,700					
	109	319,500	346,100	370,400	395,000					
	110	320,000	347,100	370,900	395,500					
	111	320,400	348,100	371,400	396,000					
	112	320,900	349,000	371,900	396,500					
	113	321,700	349,900	372,300	396,800					
	114	322,400	350,800	372,700	397,300					
	115	323,100	351,800	373,300	397,800					
	116	323,700	352,800	373,800	398,300					
	117	324,300	353,800	374,200	398,600					
	118	325,100	354,200	374,700	399,100					
	119	325,800	354,800	375,300	399,600					
	120	326,600	355,400	375,800	400,100					
	121	327,200	355,700	376,000	400,500					
	122	327,500	356,100	376,500	401,000					
	123	328,000	356,600	377,000	401,400					
	124	328,500	357,000	377,400	401,900					
	125	328,800	357,400	377,900	402,300					
126		357,800	378,400							
127		358,300	378,900							
128		358,700	379,400							
129		359,100	379,700							
130		359,500	380,200							
131		359,900	380,700							
132		360,300	381,200							
133		360,500	381,500							
134		361,000	382,000							
135		361,400	382,400							
136		361,700	382,800							
137		362,000	383,100							
138		362,400	383,600							
139		362,900	384,100							
140		363,400	384,600							
141		363,700	384,900							
142		364,200								
143		364,700								
144		365,200								
145		365,500								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額								
		円 245,400	円 257,100	円 261,200	円 292,500	円 309,100	円 323,200	円 346,800	円 382,100	円 413,800

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	165,400	213,000	294,500	341,800	391,600
	2	166,500	216,100	296,900	343,900	393,900
	3	167,700	218,800	299,200	345,800	396,000
	4	168,800	221,300	301,500	347,500	398,200
	5	169,900	223,800	303,600	349,200	400,100
	6	171,200	225,500	305,500	350,700	402,300
	7	172,500	227,200	307,300	352,100	404,500
	8	173,800	229,100	309,000	353,300	406,700
	9	174,800	231,000	310,700	354,800	408,900
	10	176,500	233,200	313,000	356,700	411,100
	11	178,100	235,600	315,200	358,700	413,400
	12	179,800	237,600	317,600	360,400	415,600
	13	181,200	239,600	319,400	362,200	417,600
	14	183,100	242,000	321,700	364,000	419,700
	15	185,000	244,500	324,100	365,600	421,800
	16	187,000	246,800	326,400	367,100	423,900
	17	188,700	249,000	328,600	368,600	425,500
	18	190,800	251,400	330,800	370,500	427,300
	19	193,000	254,000	332,700	372,200	429,100
	20	195,000	256,500	334,600	374,100	430,700
	21	197,000	258,900	336,600	375,600	432,400
	22	199,000	261,200	338,000	377,500	434,300
	23	201,000	263,400	339,200	379,200	436,200
	24	202,800	265,600	340,600	380,900	437,900
	25	204,600	267,900	342,200	382,300	439,300
	26	206,800	270,200	343,900	384,000	441,000
	27	208,900	272,400	345,700	385,900	442,900
	28	211,000	274,500	347,300	387,800	444,800
	29	213,100	276,800	348,900	389,500	446,400
	30	214,200	278,900	350,500	391,300	448,100
	31	215,500	280,800	351,900	393,200	449,800
	32	216,800	282,600	353,200	395,000	451,400
	33	218,500	284,300	354,400	396,500	452,800
	34	220,200	286,300	355,800	398,300	453,600
	35	222,000	288,300	357,100	399,900	454,400
	36	223,600	290,100	358,400	401,600	455,200
	37	225,100	291,800	359,600	402,800	455,900
	38	227,000	292,900	360,800	404,200	456,600
	39	228,900	294,000	362,000	405,600	457,300
	40	230,600	295,100	363,200	407,000	458,100
	41	232,300	296,100	363,900	408,300	458,500
	42	233,900	296,800	365,000	409,600	459,200
	43	235,600	297,300	366,200	411,100	459,900
44	237,100	297,800	367,300	412,600	460,600	

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	45	238,600	298,300	368,400	413,800	461,000	
	46	240,100	299,200	369,600	415,000	461,600	
	47	241,600	300,200	370,800	416,600	462,300	
	48	243,000	301,100	371,900	418,100	462,800	
	49	244,400	302,100	372,900	419,400	463,400	
	50	246,100	303,100	374,200	420,800	463,900	
	51	247,700	304,000	375,500	422,200	464,500	
	52	249,100	304,900	376,700	423,600	465,000	
	53	250,300	305,900	377,400	425,000	465,500	
	54	251,900	306,800	378,400	426,400	466,000	
	55	253,500	307,600	379,300	427,800	466,500	
	56	254,900	308,400	380,100	429,200	467,000	
	57	256,100	308,800	380,800	430,300	467,500	
	58	257,300	309,500	381,500	431,600		
	59	258,200	310,400	382,200	433,000		
	60	259,100	311,100	382,900	434,300		
	61	260,000	311,800	383,500	435,100		
	62	260,800	312,800	384,200	436,000		
	63	261,600	313,700	385,000	437,000		
	64	262,400	314,600	385,800	437,900		
	65	263,200	315,400	386,400	438,800		
	66	264,000	316,300	387,200	439,600		
	67	264,700	317,200	387,900	440,200		
	68	265,300	318,100	388,600	441,000		
	69	265,900	319,000	389,200	441,400		
	70	266,900	320,000	389,900			
	71	268,100	321,000	390,600			
	72	269,100	322,000	391,300			
	73	270,300	322,500	392,000			
	74	271,500	323,500	392,600			
	75	272,500	324,600	393,200			
	76	273,500	325,600	393,900			
	77	274,500	326,700	394,600			
	78	275,500	327,700	395,200			
	79	276,500	328,600	395,800			
	80	277,400	329,500	396,400			
	81	278,400	330,400	397,000			
	82	279,500	331,200	397,600			
	83	280,600	331,900	398,200			
	84	281,500	332,500	398,800			
	85	282,400	333,000	399,300			
	86	283,300	333,500	399,800			
	87	284,200	334,000	400,300			
88	284,900	334,400	401,000				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	89	285,700	334,700	401,400		
	90	286,800	335,200			
	91	287,800	335,700			
	92	288,800	336,100			
	93	289,700	336,400			
	94	290,600	336,800			
	95	291,600	337,200			
	96	292,500	337,600			
	97	292,800	338,100			
	98	293,700	338,600			
	99	294,400	339,100			
	100	295,300	339,600			
	101	296,200	340,100			
	102	296,800	340,600			
	103	297,500	341,100			
	104	298,200	341,600			
	105	298,700	342,000			
	106	299,200	342,400			
	107	299,700	342,900			
	108	300,100	343,300			
109	300,300	343,800				
110	300,700	344,200				
111	301,000	344,700				
112	301,200	345,100				
113	301,500	345,600				
114	301,800	346,000				
115	302,100	346,500				
116	302,400	346,900				
117	302,700	347,400				
118	303,000	347,800				
119	303,200	348,200				
120	303,500	348,600				
121	303,800	349,000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円 221,400	円 262,600	円 287,400	円 329,900	円 378,500

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	267,600	349,500	409,800	477,600
	2	270,100	352,500	412,500	479,900
	3	272,500	355,300	415,000	482,100
	4	274,900	358,200	417,600	484,400
	5	277,000	360,700	420,000	486,600
	6	280,500	363,700	422,000	488,700
	7	284,000	366,700	423,800	490,900
	8	287,400	369,500	425,700	492,900
	9	291,000	371,600	427,500	494,800
	10	294,500	374,100	430,200	496,900
	11	298,100	376,800	432,700	499,000
	12	301,600	379,300	435,100	501,100
	13	305,100	382,000	437,300	503,200
	14	309,000	385,400	439,800	505,100
	15	312,900	388,400	441,800	507,200
	16	316,500	391,700	443,900	509,300
	17	320,100	394,700	445,900	511,200
	18	323,600	397,300	448,100	513,200
	19	327,100	399,700	450,300	515,200
	20	330,600	402,200	452,400	517,000
	21	334,200	404,800	453,800	518,800
	22	337,900	406,800	456,200	520,600
	23	341,300	408,400	458,500	522,400
	24	344,600	410,000	460,700	524,200
	25	347,900	411,700	462,700	525,800
	26	350,400	413,900	465,000	527,600
	27	352,900	416,000	467,200	529,400
	28	355,200	418,000	469,500	531,200
	29	357,300	420,100	471,600	532,800
	30	359,000	422,200	473,800	534,600
	31	360,700	423,800	476,100	536,400
	32	362,500	425,500	478,200	538,200
	33	364,400	427,400	480,000	539,800
	34	366,600	428,900	482,100	541,600
	35	368,700	430,700	484,200	543,300
36	370,700	432,500	486,200	545,000	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	37	372,600	434,400	488,300	546,600
	38	374,800	436,400	490,000	548,200
	39	376,900	438,200	491,800	549,600
	40	378,900	440,100	493,600	551,200
	41	380,900	441,900	495,200	552,700
	42	381,600	443,600	497,000	554,100
	43	382,200	445,300	498,800	555,500
	44	382,900	447,100	500,400	556,800
	45	383,800	448,900	501,800	558,000
	46	385,100	450,700	503,500	559,000
	47	386,400	452,400	505,300	560,000
	48	387,700	454,100	507,000	561,000
	49	388,500	455,700	508,500	562,000
	50	389,300	457,400	509,800	562,900
	51	390,100	459,100	511,100	563,800
	52	390,600	460,800	512,400	564,700
	53	391,400	462,700	513,400	565,500
	54	392,200	463,900	514,700	566,400
	55	392,900	465,100	516,000	567,300
	56	393,600	466,300	517,300	568,200
	57	394,300	467,300	518,300	569,100
	58	395,200	468,300	519,100	570,000
	59	395,900	469,200	519,900	570,900
	60	396,500	470,000	520,700	571,600
	61	397,000	470,800	521,600	572,500
62	397,500	471,500	522,400	573,400	
63	397,900	472,200	523,300	574,300	
64	398,300	472,800	524,100	575,200	
65	398,600	473,500	525,000	576,100	
66		474,200	525,900		
67		474,800	526,600		
68		475,400	527,500		
69		475,700	528,400		
70		476,300	529,200		
71		477,000	530,100		
72		477,700	531,000		
73		478,100	531,800		
74		478,700	532,700		
75		479,400	533,600		
76		480,100	534,300		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	77		480,500	535,100	
	78		481,100	536,000	
	79		481,700	536,900	
	80		482,200	537,800	
	81		482,800	538,600	
	82		483,300	539,500	
	83		483,800	540,400	
	84		484,300	541,300	
	85		484,700	542,100	
	86		485,300	543,000	
	87		485,700	543,900	
	88		486,200	544,800	
	89		486,700	545,600	
	90		487,300		
	91		487,900		
	92		488,300		
	93		488,800		
	94		489,400		
	95		490,000		
96		490,500			
97		491,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 300,200	円 342,600	円 397,200	円 470,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	170,100	205,700	239,000	290,300	333,300	376,300
	2	171,500	207,300	240,300	292,100	335,300	378,900
	3	172,900	208,800	241,600	294,100	337,200	381,500
	4	174,300	210,200	242,800	296,000	339,100	384,100
	5	175,600	211,700	244,000	297,800	340,900	386,400
	6	177,400	212,900	245,200	299,800	342,900	389,100
	7	179,100	214,100	246,300	301,600	344,900	391,700
	8	180,700	215,300	247,400	303,500	346,900	394,400
	9	182,300	216,700	248,300	305,300	348,700	396,500
	10	184,000	218,200	249,400	306,900	350,800	398,700
	11	185,600	219,700	250,700	308,400	352,800	400,900
	12	187,500	221,200	251,800	310,000	354,800	403,100
	13	188,900	222,600	253,100	311,700	356,300	405,100
	14	190,700	224,100	254,300	313,600	358,300	407,100
	15	192,700	225,600	255,500	315,600	360,200	409,100
	16	194,500	227,100	256,700	317,400	362,200	411,100
	17	196,400	228,400	257,500	319,200	364,000	412,900
	18	197,600	229,700	258,700	321,100	366,000	414,800
	19	199,100	231,100	259,800	323,000	368,000	416,700
	20	200,500	232,400	260,900	324,800	369,900	418,500
	21	201,700	233,500	262,100	326,600	371,600	420,300
	22	203,200	234,600	262,900	328,500	373,600	421,900
	23	204,600	235,700	263,700	330,300	375,600	423,500
	24	205,900	236,800	264,500	332,200	377,600	425,000
	25	207,500	237,900	265,400	333,900	379,000	426,500
	26	208,500	239,100	266,400	335,800	380,800	427,800
	27	209,600	240,300	267,400	337,700	382,600	429,100
	28	210,700	241,400	268,400	339,500	384,300	430,400
	29	211,900	242,400	269,600	340,800	386,000	431,700
	30	213,000	243,700	271,100	342,600	387,500	432,900
	31	214,100	245,100	272,600	344,300	389,000	434,100
	32	215,200	246,300	273,900	346,100	390,500	435,200
	33	216,600	247,300	275,100	347,800	391,800	436,400
	34	217,900	248,600	276,700	349,600	393,100	437,600
	35	219,200	249,500	278,200	351,400	394,400	438,800
36	220,400	250,700	279,700	353,200	395,500	440,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	37	221,400	251,900	281,000	354,800	396,600	441,300
	38	222,400	253,000	282,400	356,500	397,700	442,100
	39	223,400	254,000	283,700	358,100	398,800	442,500
	40	224,400	255,000	285,000	359,700	399,900	443,200
	41	225,300	255,900	286,100	360,900	400,700	443,700
	42	226,100	256,700	287,500	362,000	401,500	444,100
	43	226,900	257,500	288,900	363,200	402,300	444,500
	44	227,800	258,300	290,200	364,400	403,100	444,900
	45	228,700	259,100	291,500	365,400	403,500	445,300
	46	229,600	260,300	293,100	366,200	404,100	445,700
	47	230,500	261,500	294,600	367,200	404,600	446,100
	48	231,400	262,600	296,000	368,300	405,000	446,400
	49	232,100	263,900	297,200	369,300	405,400	446,700
	50	233,000	265,200	298,700	370,300	405,700	447,100
	51	233,900	266,300	300,000	371,300	406,000	447,400
	52	234,700	267,300	301,500	372,200	406,300	447,700
	53	235,000	268,300	302,800	373,000	406,600	448,000
	54	235,800	269,400	304,200	373,800	406,900	
	55	236,400	270,500	305,600	374,700	407,200	
	56	237,100	271,600	306,900	375,500	407,500	
	57	237,700	272,300	307,900	376,000	407,800	
	58	238,300	273,400	309,100	376,800	408,100	
	59	238,800	274,500	310,300	377,600	408,400	
	60	239,300	275,400	311,700	378,400	408,800	
	61	239,900	276,200	313,000	378,800	409,000	
62	240,400	277,200	314,200	379,500	409,300		
63	240,900	278,100	315,400	380,200	409,600		
64	241,500	279,000	316,600	380,800	409,900		
65	242,000	279,800	317,900	381,200	410,100		
66	242,500	280,800	318,700	381,800			
67	243,100	281,700	319,400	382,500			
68	243,600	282,600	320,100	383,100			
69	244,100	283,500	320,700	383,500			
70	244,600	284,500	321,400	384,000			
71	245,000	285,600	322,100	384,500			
72	245,500	286,600	322,700	385,000			
73	246,000	287,200	323,300	385,600			
74	246,500	287,700	323,500	386,100			
75	247,000	288,200	324,000	386,700			
76	247,500	289,000	324,500	387,300			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	円 247,800	円 289,800	円 325,100	円 387,800	円	円
	78	248,100	290,400	325,600	388,300		
	79	248,400	291,000	326,100	388,800		
	80	248,600	291,500	326,500	389,300		
	81	248,800	292,000	327,100	389,600		
	82	249,100	292,500	327,600	390,100		
	83	249,400	292,900	328,000	390,500		
	84	249,600	293,200	328,500	390,900		
	85	249,800	293,400	329,000	391,300		
	86		293,600	329,400			
	87		293,800	329,600			
	88		294,000	329,900			
	89		294,400	330,300			
	90		294,600	330,700			
	91		294,800	331,100			
	92		295,000	331,500			
	93		295,400	331,800			
	94		295,600	332,000			
	95		295,800	332,400			
	96		296,100	332,700			
	97		296,400	332,900			
	98		296,600	333,200			
	99		296,800	333,500			
	100		297,100	333,800			
	101		297,400	334,000			
	102		297,600	334,300			
	103		297,800	334,700			
	104		298,100	334,900			
	105		298,400	335,100			
	106			335,300			
	107			335,700			
	108			335,900			
	109			336,100			
110			336,500				
111			336,900				
112			337,300				
113			337,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円 192,600	円 219,200	円 247,400	円 286,000	円 326,800	円 369,100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	186,400	213,900	256,500	275,300	296,700	335,700
	2	187,800	215,800	257,900	276,200	298,200	337,700
	3	189,300	217,800	259,400	277,000	299,800	339,700
	4	190,700	219,700	260,800	277,800	301,400	341,700
	5	192,200	221,700	262,000	278,300	302,700	343,700
	6	193,700	223,500	262,800	279,200	304,400	345,800
	7	195,200	225,300	263,600	279,900	306,000	347,800
	8	196,700	227,000	264,300	280,800	307,600	349,800
	9	197,900	228,700	265,000	281,700	309,200	351,300
	10	199,600	230,100	265,700	282,300	310,600	353,300
	11	201,200	231,400	266,500	283,200	311,800	355,200
	12	202,700	232,300	267,200	284,100	313,100	357,200
	13	204,100	233,700	268,000	285,000	314,300	359,100
	14	206,100	234,700	268,900	285,900	315,900	361,100
	15	208,200	235,700	269,700	286,800	317,500	363,100
	16	210,200	236,600	270,600	287,700	319,100	365,100
	17	212,200	237,700	271,100	288,700	320,600	367,000
	18	214,200	239,100	271,900	289,700	322,100	369,000
	19	216,300	240,500	272,700	290,700	323,600	371,100
	20	218,300	241,600	273,500	291,800	325,000	373,100
	21	220,200	242,700	274,200	293,100	326,400	374,800
	22	221,900	244,300	274,900	294,500	327,800	376,900
	23	223,600	246,000	275,600	295,700	329,300	379,000
	24	225,300	247,400	276,400	296,900	330,700	381,000
	25	226,600	248,600	277,200	298,000	332,100	382,900
	26	227,900	249,900	277,900	299,400	333,500	384,500
	27	229,000	251,300	278,700	300,800	334,900	386,300
	28	230,000	252,600	279,500	302,200	336,300	388,100
	29	231,100	254,000	280,500	303,200	337,400	389,800
	30	231,900	255,000	281,600	304,500	338,900	391,500
	31	232,700	255,800	283,000	305,800	340,300	393,400
	32	233,400	256,500	284,200	307,000	341,800	395,100
	33	234,500	257,300	285,400	308,200	343,300	396,800
	34	235,700	258,200	286,700	309,600	344,800	398,500
	35	236,800	259,100	287,800	311,000	346,300	400,300
	36	237,800	259,800	289,000	312,400	347,800	402,000
	37	238,800	260,500	290,400	313,700	349,400	403,600
	38	240,100	261,400	291,500	315,000	351,000	405,300
	39	241,400	262,300	292,600	316,400	352,500	407,100
40	242,600	263,200	293,600	317,800	354,000	408,900	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	41	243,400	263,600	294,600	319,300	355,200	410,400
	42	244,400	264,400	295,800	320,700	356,700	411,900
	43	245,400	265,200	297,000	322,100	358,200	413,400
	44	246,400	265,900	298,200	323,400	359,600	414,700
	45	247,400	266,600	299,300	324,200	361,000	415,800
	46	248,400	267,300	300,600	325,600	362,000	416,900
	47	249,300	268,000	301,900	327,000	363,400	418,000
	48	250,100	268,700	303,100	328,500	364,700	419,200
	49	250,900	269,400	304,200	329,600	366,000	420,500
	50	251,800	270,200	305,400	330,900	367,400	421,600
	51	252,700	270,900	306,600	332,200	368,700	422,800
	52	253,500	271,800	307,900	333,500	370,000	423,900
	53	254,100	272,700	309,300	334,800	371,500	425,100
	54	255,000	273,800	310,600	336,100	372,700	426,100
	55	255,900	274,900	311,900	337,400	373,800	427,200
	56	256,700	276,100	313,100	338,700	375,000	428,300
	57	257,400	277,300	313,900	339,600	376,100	429,400
	58	258,300	278,700	315,100	340,900	377,000	429,900
	59	258,900	280,000	316,300	342,100	378,000	430,500
	60	259,700	281,300	317,700	343,400	378,900	430,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	260,400	282,500	318,800	344,400	379,500	431,500
	62	261,100	283,700	320,100	345,300	380,300	432,000
	63	261,800	284,800	321,300	346,400	381,100	432,400
	64	262,500	285,900	322,500	347,600	381,900	432,900
	65	263,100	286,900	323,700	348,700	382,600	433,400
	66	263,800	288,100	325,000	349,900	383,300	433,800
	67	264,400	289,300	326,200	351,100	384,100	434,100
	68	265,000	290,300	327,400	352,100	384,800	434,400
	69	265,600	291,300	328,100	353,100	385,400	434,800
	70	266,200	292,700	329,200	354,100	386,000	
	71	267,000	294,000	330,300	355,200	386,700	
	72	267,800	295,200	331,200	356,300	387,300	
	73	269,000	296,200	332,300	357,100	388,000	
	74	270,100	297,500	333,000	358,200	388,500	
	75	271,100	298,700	334,100	359,300	389,100	
	76	272,100	299,900	335,200	360,300	389,600	
	77	273,000	301,200	336,300	361,000	390,000	
	78	273,900	302,400	337,500	361,800	390,600	
	79	274,800	303,600	338,600	362,600	391,100	
	80	275,700	304,800	339,700	363,300	391,400	
	81	276,500	305,300	340,800	363,900	391,700	
	82	277,400	306,500	341,900	364,400	392,200	
	83	278,300	307,600	342,900	365,000	392,600	
	84	278,900	308,700	344,000	365,500	392,900	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	85	279,600	309,800	344,900	366,100	393,200	
	86	280,300	311,000	345,900	366,600	393,700	
	87	281,000	312,200	346,800	367,200	394,200	
	88	281,700	313,300	347,800	367,700	394,600	
	89	282,500	314,400	348,700	368,100	394,900	
	90	283,300	315,600	349,500	368,500	395,300	
	91	284,100	316,800	350,300	369,100	395,800	
	92	284,900	317,900	351,100	369,600	396,200	
	93	285,700	318,700	351,700	369,900	396,600	
	94	286,700	319,400	352,300	370,400		
	95	287,600	320,100	353,000	370,800		
	96	288,500	320,700	353,600	371,100		
	97	289,100	321,200	354,000	371,700		
	98	289,700	321,500	354,400	372,200		
	99	290,300	322,100	354,900	372,700		
	100	291,200	322,700	355,300	373,200		
	101	292,000	323,100	355,800	373,800		
	102	292,800	323,700	356,200	374,300		
	103	293,600	324,300	356,700	374,800		
	104	294,400	324,800	357,100	375,200		
	105	295,000	325,200	357,400	375,800		
	106	295,500	325,700	357,900	376,300		
	107	296,000	326,200	358,300	376,800		
	108	296,400	326,700	358,600	377,300		
	109	296,600	327,100	359,100	377,900		
	110	296,900	327,500	359,600	378,300		
	111	297,100	327,800	360,100	378,800		
	112	297,400	328,100	360,600	379,300		
	113	297,700	328,400	361,100	379,900		
	114	297,900	328,800	361,600			
	115	298,200	329,200	362,100			
	116	298,400	329,500	362,500			
	117	298,700	329,700	362,900			
	118	299,000	330,000	363,300			
	119	299,300	330,400	363,800			
	120	299,600	330,600	364,300			
	121	299,900	330,800	364,700			
	122	300,300	331,100	365,200			
	123	300,600	331,400	365,700			
	124	301,000	331,700	366,200			
	125	301,200	331,900	366,500			
	126	301,400	332,200				
	127	301,700	332,600				
	128	302,100	332,800				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	129	302,300	333,000				
	130	302,600	333,200				
	131	303,000	333,600				
	132	303,400	333,800				
	133	303,600	334,100				
	134	303,900	334,500				
	135	304,300	334,900				
	136	304,600	335,300				
	137	304,800	335,600				
	138	305,100	336,000				
	139	305,500	336,400				
	140	305,800	336,800				
	141	306,000	337,100				
	142	306,400	337,500				
	143	306,800	337,800				
	144	307,100	338,200				
	145	307,300	338,500				
	146	307,500	338,900				
	147	307,800	339,300				
	148	308,200	339,700				
	149	308,400	340,000				
	150	308,600	340,400				
	151	308,900	340,800				
	152	309,200	341,200				
	153	309,600	341,500				
	154	309,800					
	155	310,000					
	156	310,300					
	157	310,600					
	158	310,900					
	159	311,200					
160	311,500						
161	311,900						
162	312,200						
163	312,500						
164	312,800						
165	313,200						
166	313,500						
167	313,800						
168	314,100						
169	314,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円 239,000	円 259,300	円 266,500	円 276,700	円 293,000	円 330,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	180,100	222,600	277,800	340,500	421,600
	2	181,600	224,300	280,100	342,500	423,400
	3	183,200	225,800	282,400	344,500	425,200
	4	184,700	227,300	284,500	346,500	426,800
	5	186,300	229,000	286,700	348,500	428,300
	6	188,200	230,300	288,900	350,100	429,800
	7	190,000	231,500	291,100	351,700	431,600
	8	191,900	232,800	293,200	353,200	433,400
	9	193,600	234,500	295,300	354,700	435,100
	10	195,700	236,200	297,600	356,700	436,900
	11	197,700	237,900	299,900	358,700	438,800
	12	199,700	239,500	302,000	360,600	440,600
	13	201,700	241,000	304,200	362,500	442,300
	14	203,800	243,000	306,000	364,400	444,200
	15	205,900	244,900	307,800	366,200	446,000
	16	208,000	246,800	309,500	367,800	447,900
	17	210,200	248,500	311,100	369,400	449,600
	18	212,300	250,900	313,300	371,200	451,400
	19	214,500	253,300	315,400	373,000	453,200
	20	216,400	255,700	317,700	374,800	455,000
	21	218,600	258,100	319,700	376,400	456,600
	22	220,200	260,500	321,900	378,300	458,300
	23	221,700	262,800	324,100	380,000	460,200
	24	223,200	265,000	326,400	381,700	461,900
	25	224,700	267,200	328,600	383,000	463,600
	26	225,900	269,400	330,800	384,800	465,200
	27	227,100	271,800	332,900	386,600	466,800
	28	228,400	273,900	334,900	388,500	468,300
	29	229,700	276,200	336,900	390,300	469,800
	30	231,200	278,500	338,300	392,100	471,100
	31	232,800	280,700	339,700	394,000	472,400
	32	234,200	282,800	341,300	395,900	473,700
	33	235,600	284,900	342,800	397,500	474,900
	34	237,300	287,100	344,800	399,200	475,600
	35	239,100	289,200	346,900	400,800	476,300
	36	240,600	291,100	348,700	402,500	477,000
	37	242,000	293,200	350,600	403,700	477,600
	38	243,500	294,900	352,500	405,100	478,300
	39	245,000	296,700	354,400	406,500	479,000
40	246,500	298,400	356,300	407,900	479,700	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	247,900	299,700	358,200	409,500	480,300
	42	249,200	301,700	360,100	410,900	481,000
	43	250,400	303,600	362,000	412,200	481,700
	44	251,500	305,600	363,900	413,600	482,400
	45	252,600	307,600	365,700	415,000	483,000
	46	253,800	309,700	367,600	416,300	
	47	255,000	311,900	369,500	417,800	
	48	256,000	314,100	371,400	419,300	
	49	257,100	316,200	373,000	420,900	
	50	258,400	318,500	374,800	422,300	
	51	259,600	320,700	376,700	423,900	
	52	260,900	322,800	378,700	425,400	
	53	262,000	324,900	380,500	427,100	
	54	263,200	326,400	382,300	428,600	
	55	264,500	327,900	384,000	430,200	
	56	265,500	329,400	385,600	431,800	
	57	266,600	331,100	387,100	433,300	
	58	267,300	333,100	388,700	434,800	
	59	268,300	335,100	390,300	436,000	
	60	269,300	337,000	391,900	437,200	
	61	270,200	338,800	393,100	438,400	
	62	271,000	340,800	394,500	439,700	
	63	271,800	342,800	395,900	441,000	
	64	272,600	344,700	397,200	442,200	
	65	273,700	346,400	398,400	443,400	
	66	275,000	348,400	399,600	444,600	
	67	276,300	350,400	400,900	445,800	
	68	277,600	352,400	402,200	447,000	
	69	278,800	354,200	403,500	448,200	
	70	280,000	356,100	404,800	449,400	
	71	281,200	358,000	406,200	450,600	
	72	282,400	359,900	407,400	451,800	
	73	283,400	361,500	408,600	452,900	
	74	284,400	363,400	410,000	453,500	
	75	285,400	365,200	411,400	454,000	
	76	286,300	367,100	412,700	454,500	
	77	287,200	368,900	413,900	455,000	
	78	288,100	370,600	415,100	455,600	
	79	289,000	372,200	416,400	456,100	
	80	289,900	373,800	417,800	456,600	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	81	290,700	375,200	419,100	457,100	
	82	291,800	376,700	420,300	457,700	
	83	292,800	378,100	421,300	458,200	
	84	293,800	379,400	422,500	458,700	
	85	294,800	380,500	423,700	459,200	
	86	295,800	381,900	424,900		
	87	296,800	383,300	426,100		
	88	297,800	384,600	427,100		
	89	298,900	385,800	428,200		
	90	300,000	387,100	429,200		
	91	301,100	388,200	430,200		
	92	302,100	389,400	431,200		
	93	302,600	390,600	432,100		
	94	303,600	391,700	432,900		
	95	304,700	392,900	433,700		
	96	305,900	394,100	434,500		
	97	306,900	395,500	435,300		
	98	308,000	396,500	435,700		
	99	309,000	397,500	436,100		
100	310,000	398,500	436,500			
101	310,800	399,400	436,900			
102	311,900	400,400	437,200			
103	312,900	401,500	437,500			
104	313,900	402,600	437,700			
105	314,500	403,300	438,000			
106	315,400	404,200	438,300			
107	316,200	405,100	438,600			
108	317,000	406,000	438,800			
109	317,700	406,800	439,000			
110	318,100	407,700	439,300			
111	318,500	408,500	439,600			
112	319,000	409,300	439,800			
113	319,500	409,900	440,000			
114	319,900	410,600	440,300			
115	320,400	411,300	440,600			
116	320,800	412,000	440,800			
117	321,300	412,600	441,000			
118	321,800	413,100				
119	322,200	413,500				
120	322,700	413,900				

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	121	323,200	414,200			
	122	323,600	414,500			
	123	324,100	414,800			
	124	324,600	415,000			
	125	325,200	415,200			
	126	325,500	415,500			
	127	325,800	415,800			
	128	326,100	416,000			
	129	326,300	416,200			
	130	326,600	416,500			
	131	326,900	416,800			
	132	327,200	417,000			
	133	327,400	417,200			
	134	327,600	417,500			
	135	327,800	417,800			
	136	328,100	418,000			
	137	328,400	418,200			
	138	328,600	418,500			
	139	328,900	418,800			
	140	329,200	419,000			
	141	329,400	419,200			
	142	329,600	419,500			
	143	329,900	419,800			
	144	330,100	420,000			
	145	330,400	420,200			
	146	330,600				
147	330,900					
148	331,200					
149	331,400					
150	331,600					
151	331,900					
152	332,200					
153	332,400					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円 237,900	円 278,200	円 306,900	円 335,100	円 419,500

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会及び人事委員会
が共同で定める規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円（同規則で定める職員に
あつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得
た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	180,100	196,300	277,800	306,100	411,400
	2	181,600	198,400	280,100	308,700	412,900
	3	183,200	200,500	282,400	311,500	414,400
	4	184,700	202,700	284,500	313,900	415,800
	5	186,300	204,800	286,700	316,200	417,100
	6	188,200	206,900	288,900	318,300	418,500
	7	190,000	209,000	291,100	320,400	419,900
	8	191,900	211,100	293,200	322,500	421,300
	9	193,600	213,300	295,300	324,500	422,700
	10	195,700	215,700	297,600	326,700	424,100
	11	197,700	218,000	299,900	329,000	425,500
	12	199,700	220,200	302,000	331,300	426,800
	13	201,700	222,600	304,200	333,500	428,100
	14	203,800	224,300	306,000	335,300	429,500
	15	205,900	225,800	307,800	337,100	430,900
	16	208,000	227,300	309,500	338,800	432,300
	17	210,200	229,000	311,100	340,500	433,500
	18	212,300	230,300	313,300	342,500	434,800
	19	214,500	231,500	315,400	344,500	436,000
	20	216,400	232,800	317,700	346,500	437,300
	21	218,600	234,500	319,700	348,500	438,400
	22	220,200	236,200	321,900	350,100	439,600
	23	221,700	237,900	324,100	351,700	440,900
	24	223,200	239,500	326,400	353,200	442,200
	25	224,700	241,000	328,600	354,700	443,500
	26	225,800	243,000	330,800	356,500	444,700
	27	226,900	244,900	332,900	358,200	445,700
	28	228,100	246,800	334,900	359,900	446,800
	29	229,600	248,500	336,900	361,500	448,000
	30	231,100	250,900	338,300	363,100	448,800
	31	232,600	253,300	339,700	364,700	449,600
	32	234,100	255,700	341,300	366,200	450,500
	33	235,400	258,100	342,800	367,500	451,400
	34	237,000	260,500	344,800	369,000	451,900
	35	238,700	262,800	346,900	370,500	452,400
	36	240,100	265,000	348,700	372,200	452,900
	37	241,400	267,200	350,500	373,900	453,400
	38	242,800	269,400	352,200	375,400	453,900
	39	244,200	271,800	353,900	376,700	454,400
40	245,600	273,900	355,500	378,100	454,900	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	41	246,900	276,200	357,000	379,200	455,400
	42	248,200	278,500	358,700	380,600	455,900
	43	249,400	280,700	360,300	382,000	456,400
	44	250,700	282,800	361,900	383,500	456,900
	45	252,000	284,900	363,600	384,900	457,400
	46	253,300	287,100	365,300	386,500	
	47	254,500	289,200	366,600	388,000	
	48	255,600	291,100	368,000	389,500	
	49	256,700	293,200	369,200	390,800	
	50	258,000	294,900	370,700	392,300	
	51	259,300	296,700	372,300	393,700	
	52	260,300	298,400	373,800	395,000	
	53	261,400	299,700	375,200	396,200	
	54	262,800	301,700	376,700	397,500	
	55	263,800	303,600	378,200	398,600	
	56	264,800	305,600	379,600	399,700	
	57	265,800	307,600	381,000	400,900	
	58	266,800	309,700	382,400	402,100	
	59	267,800	311,900	383,700	403,300	
	60	268,800	314,100	385,000	404,500	
	61	269,700	316,200	385,900	405,600	
	62	270,400	318,500	387,100	406,600	
	63	271,100	320,700	388,200	407,900	
	64	271,700	322,800	389,300	409,100	
	65	272,400	324,900	390,100	410,300	
	66	273,600	326,400	391,200	411,400	
	67	274,700	327,900	392,200	412,500	
	68	275,800	329,400	393,200	413,600	
	69	277,100	331,100	394,300	414,600	
	70	278,500	333,100	395,300	415,800	
	71	279,700	335,100	396,400	417,000	
	72	280,900	337,000	397,500	418,200	
	73	281,700	338,800	398,500	418,800	
	74	282,600	340,800	399,600	419,600	
	75	283,600	342,700	400,700	420,300	
	76	284,600	344,600	401,700	420,800	
	77	285,500	346,300	402,600	421,100	
	78	286,500	348,100	403,500	421,500	
	79	287,600	349,800	404,500	421,900	
80	288,400	351,500	405,500	422,300		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	81	289,200	353,300	406,300	422,600	
	82	290,000	355,000	407,100	423,000	
	83	290,800	356,400	407,800	423,400	
	84	291,600	358,000	408,600	423,700	
	85	292,500	359,200	409,300	424,000	
	86	293,300	360,800	410,100	424,400	
	87	294,000	362,300	410,800	424,800	
	88	294,800	363,800	411,500	425,100	
	89	295,700	365,100	412,100	425,400	
	90	296,600	366,400	412,800	425,700	
	91	297,500	367,700	413,300	426,000	
	92	298,200	369,100	414,000	426,200	
	93	298,500	370,500	414,400	426,400	
	94	299,200	371,800	414,800	426,700	
	95	299,900	373,000	415,100	427,000	
	96	300,600	374,100	415,400	427,200	
	97	301,300	375,100	415,600	427,400	
	98	302,100	376,100	415,900	427,700	
	99	302,900	377,100	416,200	428,000	
	100	303,600	378,000	416,400	428,200	
	101	304,300	378,800	416,600	428,400	
	102	304,700	379,800	416,900		
	103	305,100	380,700	417,200		
	104	305,500	381,600	417,400		
	105	305,700	382,400	417,600		
	106	306,000	383,300	417,900		
	107	306,300	384,200	418,200		
	108	306,500	385,100	418,400		
	109	306,700	385,900	418,600		
	110	306,900	386,900	418,900		
	111	307,200	387,800	419,200		
	112	307,500	388,700	419,400		
	113	307,700	389,300	419,600		
	114	307,900	390,200	419,900		
	115	308,100	391,100	420,200		
	116	308,400	392,000	420,400		
	117	308,700	392,800	420,600		
	118	308,900	393,500			
	119	309,200	394,300			
	120	309,500	395,100			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	円 309,700	円 395,700	円	円	円
	122	309,900	396,500			
	123	310,100	397,200			
	124	310,400	397,900			
	125	310,700	398,500			
	126		399,200			
	127		399,700			
	128		400,300			
	129		401,000			
	130		401,600			
	131		402,100			
	132		402,600			
	133		402,900			
	134		403,200			
	135		403,500			
	136		403,800			
	137		404,100			
138		404,400				
139		404,700				
140		405,000				
141		405,300				
142		405,600				
143		405,900				
144		406,200				
145		406,400				
146		406,700				
147		407,000				
148		407,200				
149		407,400				
150		407,700				
151		408,000				
152		408,200				
153		408,400				
154		408,700				
155		409,000				
156		409,200				
157		409,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円 229,100	円 275,000	円 302,000	円 328,400	円 409,500

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円（同規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職員給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	170,100	205,700	239,000	290,300	333,300
	2	171,500	207,300	240,300	292,100	335,300
	3	172,900	208,800	241,600	294,100	337,200
	4	174,300	210,200	242,800	296,000	339,100
	5	175,600	211,700	244,000	297,800	340,900
	6	177,400	212,900	245,200	299,800	342,900
	7	179,100	214,100	246,300	301,600	344,900
	8	180,700	215,300	247,400	303,500	346,900
	9	182,300	216,700	248,300	305,300	348,700
	10	184,000	218,200	249,400	306,900	350,800
	11	185,600	219,700	250,700	308,400	352,800
	12	187,500	221,200	251,800	310,000	354,800
	13	188,900	222,600	253,100	311,700	356,300
	14	190,700	224,100	254,300	313,600	358,300
	15	192,700	225,600	255,500	315,600	360,200
	16	194,500	227,100	256,700	317,400	362,200
	17	196,400	228,400	257,500	319,200	364,000
	18	197,600	229,700	258,700	321,100	366,000
	19	199,100	231,100	259,800	323,000	368,000
	20	200,500	232,400	260,900	324,800	369,900
	21	201,700	233,500	262,100	326,600	371,600
	22	203,200	234,600	262,900	328,500	373,600
	23	204,600	235,700	263,700	330,300	375,600
	24	205,900	236,800	264,500	332,200	377,600
	25	207,500	237,900	265,400	333,900	379,000
	26	208,500	239,100	266,400	335,800	380,800
	27	209,600	240,300	267,400	337,700	382,600
	28	210,700	241,400	268,400	339,500	384,300
	29	211,900	242,400	269,600	340,800	386,000
	30	213,000	243,700	271,100	342,600	387,500
	31	214,100	245,100	272,600	344,300	389,000
	32	215,200	246,300	273,900	346,100	390,500
	33	216,600	247,300	275,100	347,800	391,800
	34	217,900	248,600	276,700	349,600	393,100
	35	219,200	249,500	278,200	351,400	394,400
	36	220,400	250,700	279,700	353,200	395,500
	37	221,400	251,900	281,000	354,800	396,600
	38	222,400	253,000	282,400	356,500	397,700
	39	223,400	254,000	283,700	358,100	398,800
40	224,400	255,000	285,000	359,700	399,900	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	225,300	255,900	286,100	360,900	400,700
	42	226,100	256,700	287,500	362,000	401,500
	43	226,900	257,500	288,900	363,200	402,300
	44	227,800	258,300	290,200	364,400	403,100
	45	228,700	259,100	291,500	365,400	403,500
	46	229,600	260,300	293,100	366,200	404,100
	47	230,500	261,500	294,600	367,200	404,600
	48	231,400	262,600	296,000	368,300	405,000
	49	232,100	263,900	297,200	369,300	405,400
	50	233,000	265,200	298,700	370,300	405,700
	51	233,900	266,300	300,000	371,300	406,000
	52	234,700	267,300	301,500	372,200	406,300
	53	235,000	268,300	302,800	373,000	406,600
	54	235,800	269,400	304,200	373,800	406,900
	55	236,400	270,500	305,600	374,700	407,200
	56	237,100	271,600	306,900	375,500	407,500
	57	237,700	272,300	307,900	376,000	407,800
	58	238,300	273,400	309,100	376,800	408,100
	59	238,800	274,500	310,300	377,600	408,400
	60	239,300	275,400	311,700	378,400	408,800
	61	239,900	276,200	313,000	378,800	409,000
	62	240,400	277,200	314,200	379,500	409,300
	63	240,900	278,100	315,400	380,200	409,600
	64	241,500	279,000	316,600	380,800	409,900
	65	242,000	279,800	317,900	381,200	410,100
	66	242,500	280,800	318,700	381,800	
	67	243,100	281,700	319,400	382,500	
	68	243,600	282,600	320,100	383,100	
	69	244,100	283,500	320,700	383,500	
	70	244,600	284,500	321,400	384,000	
	71	245,000	285,600	322,100	384,500	
	72	245,500	286,600	322,700	385,000	
	73	246,000	287,200	323,300	385,600	
74	246,500	287,700	323,500	386,100		
75	247,000	288,200	324,000	386,700		
76	247,500	289,000	324,500	387,300		
77	247,800	289,800	325,100	387,800		
78	248,100	290,400	325,600	388,300		
79	248,400	291,000	326,100	388,800		
80	248,600	291,500	326,500	389,300		
81	248,800	292,000	327,100	389,600		
82	249,100	292,500	327,600	390,100		
83	249,400	292,900	328,000	390,500		
84	249,600	293,200	328,500	390,900		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	85	円 249,800	円 293,400	円 329,000	円 391,300	円
	86		293,600	329,400		
	87		293,800	329,600		
	88		294,000	329,900		
	89		294,400	330,300		
	90		294,600	330,700		
	91		294,800	331,100		
	92		295,000	331,500		
	93		295,400	331,800		
	94		295,600	332,000		
	95		295,800	332,400		
	96		296,100	332,700		
	97		296,400	332,900		
98		296,600	333,200			
99		296,800	333,500			
100		297,100	333,800			
101		297,400	334,000			
102		297,600	334,300			
103		297,800	334,700			
104		298,100	334,900			
105		298,400	335,100			
106			335,300			
107			335,700			
108			335,900			
109			336,100			
110			336,500			
111			336,900			
112			337,300			
113			337,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円 192,600	円 219,200	円 247,400	円 286,000	円 326,800

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	464,000
3	525,000
4	606,000
5	704,000
6	803,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	339,000
2	374,000
3	401,000

別記第3

第4条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	383,000
2	430,000
3	480,000
4	542,000
5	618,000
6	721,000
7	842,000

参 考 资 料

目 次

I 職員給与関係資料

令和5年人事統計調査の概要	67
第1表 総括表	69
第2表 給料表別、部局別職員数	70
第3表 給料表別、部局別平均給与月額	71
第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	72
第5表 給料表別、級別、号給別職員数	74
第6表 給料表別、級別、年齢別職員数	94
第7表 給料表別、級別、学歴別職員数	106
第8表 扶養の状況	108
その1 扶養親族数別職員数	108
その2 扶養親族数	108
その3 扶養手当の状況	109
第9表 住居手当の状況	110
第10表 通勤手当の状況	111

II 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	113
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	114
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	115
第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	116
その1 公民給与比較の職種	
(1)規模計	116
(2)規模500人以上	119
(3)規模100人以上500人未満	122
(4)規模100人未満	125
参 考	
行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	128
その2 その他の職種	129
第14表 初任給の改定状況	130
第15表 扶養（家族）手当の支給状況	130
第16表 特別給の支給状況	131
第17表 給与改定の状況	131
第18表 定期昇給の実施状況	131
第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	132
第20表 在宅勤務関連手当の支給状況	132

Ⅲ 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法	134
第21表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）	135
その1 津市	135
その2 全国	135
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	135

Ⅳ 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標	136
-------------	-----

Ⅴ 経年統計資料

第23表 部局別、給料表別職員数の状況	138
第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	140

I 職員給与関係資料

- 1 各種委員会とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会、県立学校をいう。

令和5年人事統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2 調査の時期

令和5年4月1日

3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三重県条例第31号）、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、配偶者同行休業職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で令和5年4月1日に在職する者

4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当ならびに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1か月あたりの運賃等の月額及び家賃の額等

5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、中小学校等において調査表を作成した。

6 調査結果の概要

この参考資料第1表から第10表までのとおりである。

第1表 総括表

給料表		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
区分												
職 員 数	男	3,341 人 67.9 %	2,651 88.3	151 76.3	30 68.2	68 42.0	27 21.3	1,698 56.3	3,511 45.1	— —	2 100.0	11,479 59.6
	女	1,582 人 32.1 %	351 11.7	47 23.7	14 31.8	94 58.0	100 78.7	1,319 43.7	4,266 54.9	1 100.0	— —	7,774 40.4
	計	4,923 人 100.0 %	3,002 100.0	198 100.0	44 100.0	162 100.0	127 100.0	3,017 100.0	7,777 100.0	1 100.0	2 100.0	19,253 100.0
	学 歴 構 成	大学	3,586 人 72.8 %	1,887 62.9	196 99.0	44 100.0	136 84.0	57 44.9	2,936 97.3	7,467 96.0	1 100.0	2 100.0
	短大	392 人 8.0 %	161 5.4	2 1.0	— —	26 16.0	69 54.3	58 1.9	310 4.0	— —	— —	1,018 5.3
	高校	939 人 19.1 %	951 31.6	— —	— —	— —	1 0.8	23 0.8	— —	— —	— —	1,914 10.0
	中学	6 人 0.1 %	3 0.1	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	9 0.0
平均年齢		43.1 歳	39.3	42.5	42.9	44.0	41.9	45.2	41.3	22.0	51.0	42.1
平均経験年数		21.4 年	18.1	19.3	18.9	20.9	18.3	22.4	18.8	2.0	—	19.9
平均扶養親族数		2.0 人	2.3	2.0	1.9	1.9	1.8	2.0	2.0	—	—	2.1
平均給与月額	給料	335,216 円	337,420	367,963	438,798	362,378	325,065	393,147	362,098	193,300	545,000	356,246
	扶養手当	8,600 円	13,360	10,437	8,557	5,938	5,283	8,871	6,779	—	—	8,622
	地域手当	16,878 円	16,717	18,004	76,754	17,570	15,621	19,060	17,649	9,085	25,615	17,653
	管理職手当	8,907 円	2,666	4,677	32,359	5,528	2,017	3,395	6,648	—	—	6,092
	その他	5,968 円	4,969	9,041	310,584	9,082	6,487	6,027	6,116	—	—	6,638
	計	375,569 円	375,132	410,122	867,052	400,496	354,473	430,500	399,290	202,385	570,615	395,251

- (注) 1 再任用職員は含まない。(第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第24表において同じ。)
 2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。
 3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第4表及び第24表において同じ。)
 4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)
 5 給料には次の額を含む。(第3表、第4表及び第24表において同じ。)
 ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年三重県条例第54号)附則第5項から第7項まで及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年三重県条例第55号)附則第4項から第6項までの規定による給料の額
 ・給料の調整額
 ・教職調整額
 6 その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第3表において同じ。)

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

区分	給料表	行	公	研	医	医	医	高	中	学	特	計
		政	安	究	療	療	療	校	小	校	定	
		職	職	職	職	職	職	等	校	栄	任	
					(一)	(二)	(三)	教	教	養	期	
								育	育	職	付	
								職	職	員	職	
											員	
知事部局		3,531		179	44	162	127				2	4,045
警察		331	3,002	19								3,352
教育委員会	事務局	252										252
	県学立校	321						3,017		1		3,339
	市町立校	407							7,777			8,184
議会		34										34
選挙管理委員会		5										5
監査委員		20										20
人事委員会		12										12
労働委員会		8										8
海区漁業調整委員会		2										2
計		4,923	3,002	198	44	162	127	3,017	7,777	1	2	19,253
企業庁		169										169
病院事業庁		50			16	26	165					257
合計		5,142	3,002	198	60	188	292	3,017	7,777	1	2	19,679

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

(単位 職員数：人、金額：円)

給料表	区分		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	計	
	部局									
行政職	知事部局		3,531	337,166	9,404	17,144	10,055	6,274	380,043	
	各種委員会		333	364,718	11,350	18,511	11,417	5,270	411,266	
	警察		331	309,127	4,420	14,998	3,718	4,167	336,430	
	小計		4,195	337,141	9,165	17,083	9,663	6,028	379,080	
	県立学校		321	349,037	6,815	17,209	10,317	3,544	386,922	
	市町立学校		407	304,476	4,183	14,507	—	7,261	330,427	
	計		4,923	335,216	8,600	16,878	8,907	5,968	375,569	
公安職	警察		3,002	337,420	13,360	16,717	2,666	4,969	375,132	
研究職	知事部局		179	369,451	10,265	18,089	5,173	9,709	412,687	
	警察		19	353,942	12,053	17,201	—	2,763	385,959	
	計		198	367,963	10,437	18,004	4,677	9,041	410,122	
医療職(一)	知事部局		44	438,798	8,557	76,754	32,359	310,584	867,052	
医療職(二)	知事部局		162	362,378	5,938	17,570	5,528	9,082	400,496	
医療職(三)	知事部局		127	325,065	5,283	15,621	2,017	6,487	354,473	
高校等教育職	高校		2,190	390,168	9,473	18,966	3,733	6,396	428,736	
	特別支援学校		827	401,033	7,276	19,308	2,501	5,053	435,171	
	計		3,017	393,147	8,871	19,060	3,395	6,027	430,500	
中小校教育職	中学校		2,711	363,873	7,795	17,742	5,833	6,998	402,241	
	小学校		5,066	361,148	6,235	17,599	7,083	5,646	397,711	
	計		7,777	362,098	6,779	17,649	6,648	6,116	399,290	
学校栄養職員	県立・市町立学校		1	193,300	—	9,085	—	—	202,385	
特定任期付職員	知事部局		2	545,000	—	25,615	—	—	570,615	
合計			19,253	356,246	8,622	17,653	6,092	6,638	395,251	
行政職	企業庁		169	352,483	12,290	17,573	9,122	5,530	396,998	
	病院事業庁		50	328,208	11,800	16,281	6,398	5,294	367,981	
		医療職(一)		16	457,181	15,063	81,434	36,719	364,350	954,747
		医療職(二)		26	338,277	10,365	16,485	2,119	5,470	372,716
		医療職(三)		165	332,839	9,739	16,144	926	4,093	363,741
総計			19,679	356,004	8,679	17,686	6,095	6,894	395,358	

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
	級			
行政	1	197,753 円	24.1 歳	2.6 年
	2	233,771	28.1	6.1
	3	287,761	35.6	13.4
	4	367,163	45.8	24.1
	5	393,706	52.2	30.9
	6	407,801	55.9	34.3
	7	434,136	56.7	34.7
	8	461,813	57.4	35.2
	9	503,448	58.1	35.5
	10	821,000	59.0	37.0
職公	計	335,216	43.1	21.4
安	1	209,614	21.6	2.3
	2	255,240	27.7	6.9
	3	307,648	36.5	15.1
	4	367,619	43.0	21.4
	5	410,519	49.1	28.3
	6	423,421	49.5	28.1
	7	436,749	52.3	31.4
	8	455,363	55.3	35.4
	9	475,608	56.8	36.7
職研	計	337,420	39.3	18.1
究	1	—	—	—
	2	270,422	29.9	7.1
	3	370,866	41.8	18.1
	4	428,521	50.6	27.5
	5	464,781	55.9	32.9
職医	計	367,963	42.5	19.3
療職(一)	1	328,208	29.5	6.8
	2	396,215	34.9	11.8
	3	527,670	55.1	31.1
	4	549,011	58.7	31.8
職医	計	438,798	42.9	18.9
療職(二)	1	—	—	—
	2	230,479	28.1	5.0
	3	270,836	33.0	9.5
	4	351,253	41.9	18.4
	5	404,200	49.5	26.6
	6	446,896	54.6	32.0
職医	計	362,378	44.0	20.9
療職(三)	1	—	—	—
	2	243,003	27.9	5.1
	3	280,235	36.9	10.6
	4	344,295	47.2	22.6
	5	381,088	50.4	28.0
	6	430,994	56.3	33.6
職医	計	325,065	41.9	18.3
高校等教育職	1	291,206	36.9	13.6
	2	391,565	44.8	22.0
	特2	449,752	51.7	29.0
	3	455,052	53.0	30.2
	4	479,840	57.0	34.4
職中	計	393,147	45.2	22.4
小学校教育職	1	245,776	27.6	4.8
	2	349,445	39.1	16.6
	特2	423,129	47.6	25.0
	3	429,438	52.7	30.1
	4	445,692	57.2	34.8
職学	計	362,098	41.3	18.8
学校栄養職員	1	193,300	22.0	2.0
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	—	—	—
	5	—	—	—
職員	計	193,300	22.0	2.0
特定任期付職員		545,000	51.0	—
合	計	356,246	42.1	19.9

給料表		区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数				
		級							
行	業	1	200,164	24.4	2.6				
		2	238,245	28.8	6.4				
		3	284,645	34.5	12.2				
		4	361,847	43.4	23.1				
		5	393,413	51.2	30.0				
		6	408,225	56.0	34.7				
		7	432,475	57.9	36.3				
		8	460,900	58.5	37.0				
		9	—	—	—				
		10	—	—	—				
政	庁	計	352,483	44.9	23.6				
		職	病	1	214,543	27.6	5.1		
				2	241,050	29.0	6.5		
				3	288,180	35.4	12.2		
				4	355,514	42.9	20.5		
				5	392,536	51.1	30.0		
				6	407,100	54.8	33.8		
				7	433,700	54.0	31.0		
				8	464,700	57.0	35.0		
				9	—	—	—		
10	—			—	—				
医	院	計	328,208	41.5	19.3				
		療	事	1	330,700	31.9	6.9		
				2	400,900	34.0	11.0		
				3	502,350	47.8	23.7		
				4	561,600	58.0	32.8		
				計	457,181	44.6	19.9		
				医	業	1	—	—	—
						2	222,400	26.2	3.2
						3	276,700	36.2	14.8
						4	349,911	43.1	19.8
5	405,350					51.5	29.0		
6	446,240	53.9	30.9						
計	338,277	42.0	19.4						
医	庁	1	—	—	—				
		2	258,800	32.9	10.1				
		3	285,867	39.0	11.6				
		4	332,500	45.5	19.4				
		5	375,312	50.7	26.3				
		6	425,193	55.1	31.8				
		計	332,839	44.7	19.6				
総		計	356,004	42.1	20.0				

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位 人）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5			1							
6			2							
7		2	1							
8		1	2							
9	20	8	3			1				
10		3	1						1	
11	1	17	4							
12		2	6						2	
13	17	70	7							
14		26	14						1	
15	1	23	9				1		5	
16		3	17							
17	26	60	7						8	
18		15	26							
19	3	20	21						1	
20		6	19						2	
21	22	44	14							
22		21	38					1	1	
23	2	16	25					1		
24		8	31					1		
25	15	29	10					1		
26	2	26	36	1			1	2		
27	18	14	23					3		
28	1	5	19					4		
29	98	38	20	1				2		
30	5	15	45	1				5		
31	18	9	22	2		1	6	4		
32	1		25	2			7	4		
33	101	5	17				11			
34	12	1	40				21	1		
35	18	3	25	4			7			
36	4	2	18	3			16			
37	91	1	15	2			9			
38	14	2	42	5		1	7			
39	9	2	27	7	1		7			
40	4		12	12			3			
41	3	1	13	12			5			
42		1	15	4	1		3			
43	1	1	11	28		1	3			
44	1		18	12						
45	4		15	16			2	1		
46			13	12		1	2			
47			9	35						
48			8	17	1		1			
49	7		17	14	1		1			
50		1	6	8		3				
51			23	24	1	3	1			
52	1		19	8		2				
53	6		14	20		10				
54			8	9	1	24	1			
55	1		16	19	3	21				
56			2	17	1	23				
57	5	1	2	9	2	86				
58			3	18	2	121				
59			2	10	8	68				
60	2	1	4	20	1	31				
61	6			12	5	52	3			
62	1		3	21	6	28				
63	1		2	12	13	15				
64	1			29	6	19				

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65	3			19	11	31				
66				19	13	14				
67		1	2	9	14	14				
68		1		31	18	24				
69	4			9	23	9				
70			2	21	29	14				
71				7	16	9				
72	1			17	40	10				
73			1	10	32	3				
74				18	27	8				
75			1	7	24	5				
76			2	17	72	1				
77	1		2	6	30	2				
78			1	5	44	1				
79				6	39	3				
80				4	57					
81	1			4	19	1				
82				7	37					
83			1	6	26					
84				11	34	1				
85			2	5	27	22				
86				5	47					
87				2	30					
88				7	41					
89			2	7	21					
90				10	48					
91				2	28					
92				11	34					
93				107	354					
94			2							
95										
96										
97										
98										
99										
100			1							
101										
102										
103										
104										
105			1							
106										
107										
108										
109			1							
110			1							
111										
112			2							
113			17							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								1
特										
計	553	506	908	815	1,288	683	118	30	21	1
									合計	4,923

(注)各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	27								
8									
9	4								
10									
11							1		
12									
13	14								
14									
15	5		1						
16									
17	15	1	2				1		
18	1								
19	7		2						
20									
21	62	42	2						
22									
23	6	18	3						
24	1	4	1						
25	26	39	6	1					
26		1							
27	2	15	10	2	1				
28		1							
29	2	40	7	3					
30	1	2		1					1
31		21	5	2					
32		3		1	1				1
33	3	49	6	4					
34		5		1					3
35		16	5	4	3				3
36		2			1				1
37		35	11	8	2	1			
38		5		1					
39		21	12	7	2				2
40		1	2						
41	2	27	15	6	1				1
42		5	4	2	1				
43		16	19	8	2				
44		4	4	1	2			2	
45		31	24	13	5	1		2	1
46		2	3	2	2				
47		8	17	12	4	1		2	
48		4	5	3	1	1		2	
49		14	19	12	4				
50		2	6	3	3	2			
51		23	23	18	4	1		2	
52		4	5	3	4				
53		8	26	12	2	1	1	1	
54		2	3	3	5				
55		6	20	18	2		8	1	
56			3	4	3	1	4	1	
57		9	26	15	7	2		3	
58		1	6	4	5		8		
59		2	20	14	12		6	3	
60		2	5	5	6		2		
61		3	18	14	5	6	6		
62			7	9	4	6	1		
63			20	18	9	5	1		
64		1	10	10	10	2	4		
65		2	16	21	14	3	1		
66			10	13	10		2		
67		1	26	23	8	5	4		
68			8	15	13		6		
69		3	20	19	7		3		
70			6	7	5	2	1		
71		2	23	21	8	1	2		
72			5	7	8	2	4		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73				15	26	13	2	2		
74				7	16	7	1	1		
75				17	19	9	3	1		
76				5	16	8	4	2		
77				9	16	9	2	1		
78				7	19	8	1			
79				8	18	7	2	1		
80		1		6	15	9	3			
81				8	15	9	1			
82		1		2	13	9	4			
83				8	16	9	15			
84				7	11	13	2			
85				8	15	8	3			
86		1		6	15	5	3			
87				5	15	8	6			
88				9	10	6	1			
89				4	6	10	1			
90				3	14	8				
91				4	10	8	2			
92				5	8	3	1			
93				4	9	142	23			
94				2	15					
95				4	10					
96				1	10					
97				3	6					
98				1	10					
99				1	3					
100				1	6					
101					9					
102				1	5					
103					5					
104				3	5					
105				2	2					
106					3					
107					7					
108				1	8					
109					5					
110					7					
111				1	2					
112					5					
113				1	2					
114				2	3					
115				1	6					
116				2	3					
117				2	8					
118				2	6					
119				1	2					
120				1	4					
121					3					
122				1	4					
123					3					
124				1	1					
125				1	57					
126				1						
127										
128				3						
129				1						
130				1						
131				2						
132				1						
133				2						
134										
135				1						
136		1								
137				1						
138				2						
139										
140										
141				2						
142										
143										
144										
145										
計		178	507	697	897	494	123	74	19	13
									合計	3.002

研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9		3			
10		1			
11					
12					
13		5			
14					
15					
16					
17		3			
18		1			
19		3			
20		1			
21		4	2		
22					
23					
24		1			
25		2			
26		2			
27		1			
28			1		
29		2			
30		1			
31			4		1
32		1			
33		2	2		
34		1	1		
35					
36		1			
37			1		
38		2			
39			3	1	
40				1	
41					
42		2	1		
43			4	1	
44		1	1	3	2
45		1	1	1	2
46		2	1	1	2
47		1		1	1
48			1	3	1
49				2	
50		1		2	2
51		2	4	1	
52			2		2
53		1			1
54		5	1	1	1
55					5
56		1	3	1	6
57			1	1	11
58		3	1	1	
59		1	1		
60					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61			1		
62		3	1	1	
63			3	2	
64					
65		1	2	1	
66		1		1	
67			2	1	
68			1	1	
69			1	15	
70					
71					
72					
73			2		
74					
75			1		
76			1		
77					
78					
79			1		
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87			1		
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		65	53	43	37
				合計	198

医療職給料表（一）

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		2		1
11				
12				
13	2			
14		4		
15				
16				
17	2			1
18		3		
19				
20				
21	3			
22		1		
23				
24				
25	3			
26				
27				
28				1
29				
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				
36		1		
37	1			
38				
39				
40				
41		1	1	
42				
43				
44				
45				1
46				1
47				
48			1	

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56		1	1	
57				1
58				
59				
60				1
61				
62				
63				
64				
65				2
66				
67			1	
68				
69				
70			1	
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85			1	
86				
87				
88			1	
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	12	13	10	9
			合計	44

医療職給料表（二）

（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14			1			
15						
16						
17		5	3			
18						
19				1		
20						
21		3	2	1		
22		1	1	2		
23				2		
24		1	1			
25			1			
26		1				
27			2	1		
28			2	2		
29			2	1		
30			1			
31			1			
32				1		
33			2	1		
34			1	1	1	1
35			1	2	1	2
36				3		1
37				3		
38				1		
39			2	1	2	
40				2		1
41					2	
42		1	5			
43				2	5	1
44						
45		1	1		1	1
46			1	2	2	
47			1			1
48					2	2
49		1			2	
50					1	1
51			1	1		1
52						1
53				1		33
54					1	
55			1		1	
56					1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58				1		
59				2		
60					1	
61				1	1	
62					1	
63				1		
64						
65					8	
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		14	33	36	33	46
					合計	162

医療職給料表（三）

（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		6				
14						
15						
16						
17		5	3			
18		1				
19						
20						
21		4				
22						
23						
24						
25		5	1		1	
26			3			
27						
28		1				
29		3				
30		1	1	1		
31			1	1	1	
32			1			
33		2				
34		1	2			
35						
36			1			
37		1				
38			2		1	
39						
40						
41		2	2			
42			1			1
43						
44			1			
45		1		1		
46						
47						
48			1		1	
49						
50				1	2	1
51						1
52					1	
53				1	1	
54				1		
55						
56		1		1	1	1
57						
58		1			2	
59					1	1
60				1	1	1
61						
62						
63		1				
64						
65		1		1		
66						1
67						
68					1	
69				1	1	10
70				1	1	
71				1		
72						
73					2	
74						
75				2		
76						
77					1	
78				1		
79						
80						
81						
82					1	
83					1	
84				1	2	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85		1				
86					1	
87					1	
88				1		
89					1	
90					2	
91					1	
92					1	
93					5	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		38	20	19	33	17
					合計	127

高等学校等教育職給料表
(高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		16			
6					
7					
8					
9		18			
10					
11		1			
12					
13		18			
14					
15		2			
16					
17		34			
18					
19		2			
20					
21		42			
22					
23		6			
24		1			
25	2	42			
26					3
27		5			
28		2			2
29	3	26			2
30		1			1
31		3			2
32		6			3
33	1	36			2
34		2			5
35		6			4
36		3			5
37	1	28			5
38		2			3
39		7			3
40		5			5
41	2	35			4
42		1			2
43		7			1
44		8			2
45	5	39			16
46		3			
47		5			
48	1	3			
49	2	38			
50		6		1	
51	2	15			
52		7		1	
53	1	38			
54	1	6			
55		4		2	
56		20		3	
57	5	39			
58		10			
59		14		3	
60		17		3	
61	3	31		8	
62		15		7	
63	2	14		3	
64		31		5	
65	1	19		6	
66		14		4	
67	1	7		3	
68	1	33		4	
69	1	15		5	
70	3	10		4	
71	2	10		2	
72	3	34	2	1	
73	2	12		4	
74	3	13		3	
75	1	16		5	
76		17	1	2	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
77	1	8		2	
78	2	12	1	3	
79	2	17	1	4	
80	2	16		1	
81	4	7		1	
82	1	17	1	2	
83	1	19	2	1	
84	1	19		3	
85	2	15		2	
86	3	16			
87	2	7	1		
88		30			
89	3	11			
90		14			
91		6	1		
92	1	24	2		
93	2	14	2		
94		17	3		
95	2	20	1		
96	2	32	2		
97		17	2		
98		18			
99		19			
100	1	27	2		
101		8			
102		18			
103	1	11	1		
104	2	22	1		
105	1	16			
106		27	1		
107		12			
108		20			
109	1	21	1		
110		50	1		
111		17			
112	1	34			
113		19			
114		40			
115		17	1		
116		24			
117		20	1		
118		29			
119	1	17			
120	1	17			
121	1	18			
122		35			
123		14			
124		18			
125		17			
126		26			
127		17			
128		18			
129		12			
130		34			
131		15			
132	1	26			
133		21			
134		48			
135		26			
136		68			
137		64			
138		93			
139		43			
140		62			
141		53			
142		73			
143	1	35			
144		27			
145		100			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	2				
計	94	2,724	31	98	70
			合計		3,017

中学校・小学校教育職給料表

(中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用)

号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					1
17		154			
18					
19		1			
20					7
21		180			24
22					24
23		5			42
24		2			25
25	9	198			42
26		1			30
27		19			43
28		5			45
29	1	179			25
30		1			25
31		11			20
32		5			22
33	2	206			25
34		2			17
35		17			15
36		11			8
37	1	240			14
38		6			6
39		33			7
40		10			4
41	2	112		1	5
42		9			2
43		16			4
44		26			1
45	2	177			2
46		8			
47		36			
48		14	2		
49		185			
50		15			
51		35			
52		15	2		
53	1	163			
54		12			
55		40			
56		13		1	
57	1	156	1	1	
58		15			
59		25			
60		15	3	1	
61	1	160	1		
62		19	2	3	
63		38		1	
64		14	5		
65		110		2	
66		11	1	1	
67		27	1	4	
68		70	4	1	
69		91	1	4	
70		20		7	
71		28	1	5	
72		90	5	7	
73	1	58		7	
74		29	6	15	
75		39	2	18	
76		80	2	18	
77	1	38	1	36	
78		42	2	12	
79		18	6	7	
80		76	11	45	

号給	1級	2級	特2級	3級	4級
81		32	11	23	
82		39	8	20	
83		25	4	32	
84		76	9	27	
85		21	1	29	
86		38	3	27	
87	1	22	3	22	
88		65	5	20	
89		23	3	11	
90		25	5	27	
91		15		9	
92		35	3	11	
93		31	3	7	
94		41	10	10	
95		23	5	6	
96		81	7	8	
97		31	6	3	
98		46	7	7	
99		19	6	4	
100		57	5	4	
101		18	6	2	
102		50	4		
103		27	1		
104		62	3		
105		24	1		
106		39	1		
107		27			
108		64	2		
109		25			
110		39			
111		31			
112		46			
113		22			
114		24	2		
115		28			
116		30	2		
117		22			
118		55			
119		26			
120		27			
121		24			
122		37			
123		17			
124		29			
125		17			
126		31			
127		21			
128		32			
129		22			
130		32			
131		16			
132		35			
133		21			
134		35			
135		18			
136		17			
137		20			
138		21			
139		23			
140		23			
141		16			
142		45			
143		20			
144		28			
145		27			
146		63			
147		58			
148		98			
149		105			
150		96			
151		85			
152		94			
153		93			
154		104			
155		67			
156		67			
157		159			
計	23	6,578	185	506	485
				合計	7,777

学校栄養職員給料表
(中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	1				
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計	1				
				合計	1

特定任期付職員

(高度の専門的な知識経験または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号給	
1	
2	
3	1
4	
5	1
6	
7	
計	2

行政職給料表（企業庁）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9	1									
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17		1								
18										
19			2							
20										
21		3								
22		1	3							
23		1								
24										
25	1	2								
26		1	2					1		
27										
28		1	1							
29	2	1								
30										
31			1				1	1		
32	1						1			
33	3		1				1			
34							2			
35			2				2			
36	1			1						
37	4									
38			2	1						
39			1							
40			1							
41							1			
42			1							
43			1	3						
44										
45			1	1						
46										
47				3						
48				1						
49				2						
50										
51			1	1						
52										
53				1						
54						2				
55				1						
56				1		1				
57	1					2				
58						4				
59				1						
60				2	2	1				
61				1		1				
62				3	1	2				
63						1				
64				2						

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65											
66					1						
67					1		1				
68					3	1	2				
69						2					
70						7	1				
71					1						
72						2	2				
73						2					
74					3						
75											
76						2					
77						1					
78						4					
79						1					
80						2					
81						1					
82						1					
83											
84											
85											
86						3					
87											
88											
89						4					
90						1					
91						3					
92						4					
93						16					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		14	11	20	34	60	20	8	2		
										合計	169

行政職給料表（病院事業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18				2							
19											
20											
21											
22			1	1							
23											
24											
25											
26											
27				2							
28											
29			1	1							
30				1							
31											
32									1		
33		3									
34				1							
35				2							
36								1			
37											
38											
39											
40					1						
41		1			1						
42				1							
43					1						
44											
45					1						
46											
47											
48				1							
49											
50											
51				1							
52				1							
53		1									
54											
55											
56				1	1						
57		1					1				
58							1				
59											
60											
61		1									
62											
63											
64											

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65					1						
66											
67						1					
68					1						
69						1					
70						1	1				
71											
72											
73											
74											
75											
76											
77						1					
78						1					
79						1					
80						5					
81											
82											
83											
84											
85											
86						1					
87											
88						1					
89											
90											
91											
92											
93						1					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		7	2	15	7	14	3	1	1		
										合計	50

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20				
21	2			
22		1		
23				
24				
25	1			
26				
27				
28				
29	1			
30				
31				
32				
33			1	
34				
35				1
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				
47				
48				

級 号給	1級	2級	3級	4級
49			1	1
50			1	
51				
52				
53			1	
54			1	
55				1
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	5	1	6	4
			合計	16

医療職給料表（二）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7				1		
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		1				
18						
19		1				
20						
21		1	1			
22			1			
23						
24						
25			1			
26						
27				1		
28						
29						
30				1		
31						
32						
33						
34						
35				1		
36			1			
37				2		
38						
39						
40						1
41						
42					1	
43						
44						
45						
46			1			1
47						
48						
49			1	1		
50						
51						
52						
53						3
54						
55						
56			1			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58				1		
59						
60						
61						
62						
63						
64				1		
65					1	
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		3	7	9	2	5
					合計	26

医療職給料表（三）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17			3			
18			1			
19						
20					1	
21		2	1			
22				1		
23			1			
24			1			
25		4	1		1	
26			1		2	
27			1			
28		2				
29		2	2			
30				1		1
31					1	
32				1		
33		1				
34			1	1		
35						
36			1			
37				4		
38			1	1		
39				2		
40		1		1	1	
41		1	1	3		1
42			1			
43			2	1		
44			1	1	1	
45		2	1	1		
46			1		2	
47			1	1	1	1
48						
49		1		2	2	
50				3		1
51		1			1	
52		1		1	1	2
53		1		1	1	
54			1	2		
55		2			1	1
56				1	3	
57				3		
58				2		1
59				1	1	
60		1		2	1	
61		1		1		
62			2	2		
63				2		1
64						
65		2		1		1
66				1	1	1
67				2		
68					1	2
69				1	1	2
70					1	
71				1		
72				1	1	
73				1		
74					2	
75			1		1	
76						
77						
78				1	1	
79						
80				2		
81						
82					1	
83						
84						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85					1	
86					1	
87						
88						
89						
90					1	
91					1	
92					3	
93					5	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103		1				
104						
105						
106				1		
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		26	27	54	43	15
					合計	165

再任用職員

フルタイム勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	240		1		239							
公安職	4					1	3					
研究職	7				7							
医療職（一）	—											
医療職（二）	4					4						
医療職（三）	4				1		3					
高等学校等教育職	320	25	295									
中学校・小学校教育職	248		248									
学校栄養職員	—											
合計	827											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	3				3							

総計	831
----	-----

短時間勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	55				55							
公安職	21					4	17					
研究職	1				1							
医療職（一）	—											
医療職（二）	3					3						
医療職（三）	1						1					
高等学校等教育職	124	5	119									
中学校・小学校教育職	482		482									
学校栄養職員	—											
合計	687											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	—											

総計	688
----	-----

（注）該当人員0の級は空欄とした。

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数
行政職給料表

(単位 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	19										19
19	18										18
20	27										27
21	27										27
22	100										100
23	130										130
24	138										138
25	34	95									129
26	6	88									94
27	8	98									106
28	7	92									99
29	4	92				1					97
30	6	12	73								91
31	4	6	86								96
32	3	7	81								91
33	3	4	80								87
34	2	1	118								121
35	4	1	109				1				115
36	3	2	87								92
37	1	1	89			1					92
38	2		75	2			1				80
39	1	1	40	42	1	1					86
40	1		12	76		1					90
41			8	66							74
42	3		9	61		1					74
43	1	3	6	57							67
44	1	1	6	90							98
45		1	9	86	11						107
46			4	82	37						123
47			1	49	72		1				123
48				23	103	1					127
49			1	32	132	2					167
50			2	32	145	8			1		188
51			2	15	173	26	1				217
52			5	28	144	39	1				217
53		1	1	20	126	61	7				216
54			1	14	74	93	11	2			195
55				9	78	108	13	5			213
56			1	11	47	86	15	6	3		169
57			1	8	49	94	16	5	2		175
58			1	5	51	87	28	5	7		184
59				7	44	73	22	7	8	1	162
60							1				1
61~					1						1
計	553	506	908	815	1,288	683	118	30	21	1	4,923

公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	26									26
19	13									13
20	23									23
21	33									33
22	59									59
23	12	48								60
24	5	53	1							59
25	2	72	4							78
26	1	70	6							77
27		53	17							70
28	1	62	12				1			76
29		52	19	1						72
30	1	33	24	2						60
31		25	44	8						77
32	1	9	59	7						76
33	1	6	49	22						78
34		7	52	39						98
35		7	79	25	2					113
36		4	63	43	3					113
37		2	53	40	2		1			98
38			43	55	12	1				111
39		1	23	66	8	1				99
40		1	31	62	16					110
41			17	74	16	5				112
42		1	16	76	24	6				123
43			26	40	24	6				96
44		1	11	54	23	8				97
45			7	48	32	9	2			98
46			4	37	17	8	2			68
47			4	27	25	8	9			73
48			4	32	44	15	4			99
49			6	14	27	8	6			61
50			9	27	34	6	7	1		84
51			3	10	31	6	2	2		54
52			2	12	21	4	7	4		50
53			2	10	9	6	2	3		32
54			4	8	25	1	6		3	47
55			2	9	32	2	4		2	51
56			1	5	12	4	4		3	29
57				13	21	7	6	3		50
58				16	13	7	5	2	3	46
59				15	21	5	6	4	2	53
60										
61~										
計	178	507	697	897	494	123	74	19	13	3,002

研究職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22		1				1
23		4				4
24		6				6
25		4				4
26		7				7
27		4				4
28		3				3
29		4				4
30		2				2
31		5				5
32		3				3
33		9				9
34		3				3
35		8				8
36		1	3			4
37			5			5
38			2			2
39			7			7
40		1	8			9
41			3			3
42			4			4
43			3			3
44			7			7
45			7	1		8
46			3	1		4
47			1	7		8
48				9		9
49				4		4
50				1		1
51				8	4	12
52				1	5	6
53				3		3
54				5	3	8
55				1	5	6
56				1	7	8
57					3	3
58				1	5	6
59					5	5
60						
計		65	53	43	37	198

医療職給料表 (一)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27	2				2
28	3				3
29	2				2
30	2	1			3
31		2			2
32	1	3			4
33		1			1
34	1	3			4
35					
36					
37					
38		1			1
39					
40		1			1
41			1		1
42					
43					
44					
45			1	1	2
46		1	1		2
47					
48					
49			1		1
50					
51					
52					
53				1	1
54				1	1
55					
56					
57					
58			1		1
59				2	2
60				1	1
61~			5	3	8
計	12	13	10	9	44

医療職給料表（二）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		2					2
25		5					5
26		2					2
27		1					1
28			4				4
29			2				2
30			5				5
31		1	4				5
32			1				1
33		1	5				6
34			2				2
35		2	3				5
36			4	3			7
37			1	2			3
38			1	3			4
39			1	2			3
40				5			5
41				6			6
42				2			2
43				3			3
44				3	1		4
45				3			3
46				1	5		6
47				1	6	1	8
48					6	3	9
49				2	2	1	5
50					3	3	6
51					4	2	6
52					3	2	5
53					1	6	7
54						6	6
55					1	4	5
56						6	6
57					1	5	6
58						4	4
59						3	3
60							
61～							
計		14	33	36	33	46	162

医療職給料表（三）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		6					6
23		5					5
24		5					5
25		3					3
26		3					3
27		5					5
28		2	3				5
29		1					1
30		1	3				4
31							
32			3				3
33							
34		1	2	1			4
35							
36		1	1				2
37			1		1		2
38		2			1		3
39			2	1			3
40		1					1
41		1					1
42			1	2	1		4
43					1		1
44			1	2	1		4
45				2	2		4
46		1		1	2		4
47			1	1	3		5
48				2	2		4
49			1	2	2		5
50				1	2		3
51				1	3	2	6
52					2	1	3
53					1		1
54				1		2	3
55				2	2	3	7
56						1	1
57			1		3	3	7
58					2	2	4
59					2	2	4
60						1	1
61～							
計		38	20	19	33	17	127

高等学校等教育職給料表

中学校・小学校教育職給料表

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22	2	14				16
23	3	17				20
24	1	24				25
25	1	36				37
26	2	41				43
27	3	46				49
28	2	45				47
29	5	43				48
30	4	56				60
31	1	46				47
32	5	64				69
33	2	62				64
34	9	76				85
35	2	77				79
36	9	68				77
37	10	78				88
38	5	49				54
39	3	61				64
40	3	63				66
41	5	74				79
42		64	2			66
43	1	83	1			85
44	2	67	1			70
45		88		1		89
46	1	91	5	2		99
47		101	1	3		105
48	3	100	1	6		110
49	2	78	1	9		90
50	2	102	1	9		114
51	1	98	2	14	1	116
52	1	77	1	13	4	96
53	1	81	2	7	2	93
54	1	90	4	5	8	108
55	1	104	1	5	8	119
56		107	1	6	4	118
57		112	3	5	14	134
58	1	128	3	5	16	153
59		113	1	8	13	135
60						
61~						
計	94	2,724	31	98	70	3,017

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22	9	145				154
23	1	181				182
24		218				218
25	1	205				206
26	2	217				219
27	4	261				265
28		252				252
29		254				254
30	1	252				253
31	1	221				222
32	1	235				236
33		214				214
34		214				214
35		206				206
36		177	1			178
37	2	153	1			156
38		149	2			151
39		174	3			177
40		175	7			182
41		168	6			174
42		153	11			164
43		141	8	1		150
44		157	23	2		182
45		135	18	6		159
46		112	10	16		138
47		115	13	17		145
48		138	15	24		177
49		101	15	26		142
50	1	137	13	53	3	207
51		124	9	55	1	189
52		134	6	73	2	215
53		136	2	65	20	223
54		155	2	59	32	248
55		175	5	35	72	287
56		132	4	17	77	230
57		133	3	21	78	235
58		163	3	21	96	283
59		166	5	15	104	290
60						
61~						
計	23	6,578	185	506	485	7,777

学校栄養職員給料表

特定任期付
職員

合 計

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	年齢		年 齢	人 員
	18									
19							19		19	31
20							20		20	50
21							21		21	60
22	1					1	22		22	337
23							23		23	401
24							24		24	453
25							25		25	462
26							26		26	446
27							27		27	502
28							28		28	489
29							29		29	480
30							30		30	478
31							31		31	454
32							32		32	483
33							33		33	459
34							34	1	34	532
35							35		35	526
36							36		36	473
37							37		37	444
38							38		38	406
39							39		39	439
40							40		40	464
41							41		41	450
42							42		42	437
43							43		43	405
44							44		44	462
45							45		45	470
46							46		46	444
47							47		47	467
48							48		48	535
49							49		49	475
50							50		50	603
51							51		51	600
52							52		52	592
53							53		53	576
54							54		54	616
55							55		55	688
56							56		56	561
57							57		57	610
58							58		58	681
59							59		59	654
60							60		60	3
61~							61~	1	61~	10
計	1					1	計	2	計	19,253

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	1										1
19											
20											
21											
22	2										2
23	2										2
24	5										5
25	1										1
26	2	1									3
27		1									1
28		5									5
29		3									3
30	1		1								2
31		1	3								4
32			3								3
33			1								1
34			2								2
35			4								4
36			4								4
37			1								1
38			1								1
39				3							3
40				5							5
41				3							3
42				3							3
43				3							3
44				7							7
45				5	2						7
46				5	1						6
47					7						7
48					7						7
49					9						9
50					5						5
51					3	1					4
52					8	1					9
53					7	2	1				10
54					3	3					6
55					4	3					7
56					1	4	1				6
57					1	2	1				5
58					1	1	2				4
59					1	3	3	1			8
60											
61～											
計	14	11	20	34	60	20	8	2			169

行政職給料表（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20											
21											
22											
23	1										1
24	2										2
25	1										1
26											
27											
28		1									1
29		1									1
30			2								2
31	2		1								3
32	1										1
33			2								2
34			1								1
35			2								2
36			2								2
37			1								1
38			3								3
39				2							2
40			1	1							2
41											
42											
43											
44				2							2
45				1							1
46				1							1
47					1						1
48					2						2
49					3						3
50					2						2
51					1						1
52					1	1					2
53					2						2
54					1	1	1				3
55					1						1
56						1					2
57							1				1
58								1			1
59									1		1
60											
61~											
計	7	2	15	7	14	3	1	1			50

医療職給料表（一）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28	1				1
29	2				2
30	1				1
31					
32					
33					
34		1			1
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41	1		1		2
42					
43			1		1
44					
45			1		1
46					
47			1		1
48					
49			1		1
50				1	1
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57				1	1
58				1	1
59			1		1
60					
61~				1	1
計	5	1	6	4	16

医療職給料表（二）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					1
25		1					1
26							
27							
28		1					1
29			1				1
30			1				1
31			1				1
32							
33							
34			1				1
35							
36							
37			1				1
38			1				1
39				1			1
40							
41				3			3
42				2			2
43							
44							
45				1			1
46				2			2
47					1		1
48							
49							
50							
51			1			2	3
52							
53						1	1
54							
55					1	1	2
56							
57						1	1
58							
59							
60							
61～							
計		3	7	9	2	5	26

医療職給料表（三）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		2					2
25		4					4
26		3					3
27							
28		1	2				3
29		1					1
30			1				1
31		1	3				4
32		2	2				4
33		2					2
34		1	2	1			4
35		1					1
36		2	1	1			4
37			3	2	1		6
38		2		2	1		5
39		2		3			5
40			1	2			3
41			2	5			7
42			1	4	2		7
43			1	3	3		7
44			1	4			5
45		1	1	3	2		7
46			2	4	3		9
47			1	4	1	2	8
48			2	3	3		8
49				3		1	4
50				1	3		4
51			1	2	6		9
52				3	3		6
53				1	2	1	4
54					5	1	6
55					1	2	3
56					1	1	2
57					1	4	5
58		1		3	1	2	7
59					4	1	5
60							
61～							
計		26	27	54	43	15	165

総 計

年 齢	人 員
18	46
19	31
20	50
21	60
22	339
23	404
24	463
25	469
26	452
27	503
28	500
29	488
30	485
31	466
32	491
33	464
34	541
35	533
36	483
37	453
38	416
39	450
40	474
41	465
42	449
43	416
44	476
45	487
46	462
47	485
48	552
49	492
50	615
51	617
52	609
53	593
54	631
55	701
56	569
57	624
58	693
59	668
60	3
61～	11
計	19,679

再任用職員

フルタイム勤務職員

給料表	年齢	計	年齢				
			60	61	62	63	64
行政職		240	61	50	53	38	38
公安職		4			4		
研究職		7	3	1	2	1	
医療職（一）		—					
医療職（二）		4	1		1		2
医療職（三）		4		1	1	2	
高等学校等教育職		320	99	77	70	45	29
中学校・小学校教育職		248	66	67	56	37	22
学校栄養職員		—					
合計		827	230	196	187	123	91
行政職（企業庁）		1	1				
行政職（病院事業庁）		—					
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		3	1	1	1		
総計		831	232	197	188	123	91

短時間勤務職員

給料表	年齢	計	年齢				
			60	61	62	63	64
行政職		55	9	10	15	9	12
公安職		21	4	1	4	6	6
研究職		1				1	
医療職（一）		—					
医療職（二）		3			1	1	1
医療職（三）		1			1		
高等学校等教育職		124	27	33	18	21	25
中学校・小学校教育職		482	103	99	97	93	90
学校栄養職員		—					
合計		687	143	143	136	131	134
行政職（企業庁）		1	1				
行政職（病院事業庁）		—					
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		—					
総計		688	144	143	136	131	134

（注）該当人員0の年齢は空欄とした。

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位 人)

給料表	学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計
		行	1	386	52	113
	2	441	27	38		506
	3	753	65	90		908
	4	533	94	187	1	815
	5	826	117	342	3	1,288
政	6	493	34	156		683
	7	105	3	10		118
	8	27		3		30
	9	21				21
	10	1				1
職	計	3,586	392	939	6	4,923
公	1	44	8	125	1	178
	2	324	18	164	1	507
	3	467	46	184		697
	4	613	62	221	1	897
	5	303	21	170		494
	6	87	2	34		123
	7	37	2	35		74
	8	7	1	11		19
	9	5	1	7		13
職	計	1,887	161	951	3	3,002
研	1					—
	2	65				65
	3	53				53
	4	41	2			43
	5	37				37
職	計	196	2	—	—	198
医	1	12				12
療	2	13				13
	3	10				10
	4	9				9
職	計	44	—	—	—	44
医	1					—
	2	14				14
	3	32	1			33
	4	31	5			36
	5	25	8			33
	6	34	12			46
職	計	136	26	—	—	162
医	1					—
	2	30	8			38
	3	9	11			20
	4	2	17			19
	5	8	24	1		33
	6	8	9			17
職	計	57	69	1	—	127
高	1	85	6	3		94
校	2	2,653	51	20		2,724
等	特2	31				31
教	3	97	1			98
育	4	70				70
職	計	2,936	58	23	—	3,017
中	1	22	1			23
小	2	6,279	299			6,578
校	特2	184	1			185
教	3	501	5			506
育	4	481	4			485
職	計	7,467	310	—	—	7,777
学	1	1				1
校	2					—
荣	3					—
養	4					—
職	5					—
員	計	1	—	—	—	1
特	1	2				2
定	計	2				2
合	計	16,312	1,018	1,914	9	19,253

給料表		学歴		大 学	短 大	高 校	中 学	計
		級						
行	業	1		10	1	3		14
		2		10		1		11
		3		20				20
		4		16		18		34
		5		39	1	20		60
		6		13	1	6		20
		7		6		2		8
		8		1	1			2
		9						—
		10						—
政	庁	計		115	4	50	—	169
		1		5	2			7
		2		2				2
		3		14		1		15
		4		6		1		7
		5		7	2	5		14
		6		2		1		3
		7		1				1
		8		1				1
		9						—
10						—		
職	病	計		38	4	8	—	50
		1		5				5
		2		1				1
		3		6				6
		4		4				4
		5		4				4
		6		4				4
		7		4				4
		8		4				4
		9		4				4
10		4				4		
医療職(一)	事	計		16	—	—	—	16
		1						—
		2		3				3
		3		4	3			7
		4		4	5			9
		5		1	1			2
医療職(二)	業	計		16	10	—	—	26
		1						—
		2		7	19			26
		3		7	20			27
		4		4	49	1		54
		5		8	35			43
医療職(三)	庁	計		26	137	2	—	165
		1						—
		2		7	19			26
		3		7	20			27
		4		4	49	1		54
		5		8	35			43
6			14	1		15		
総	計		16,523	1,173	1,974	9	19,679	

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶 養 親 族 の あ る 職 員	うち扶養親族である	うち扶養親族で	うち配偶者・子
		配偶者を有する者	ある子を有する者	以外の扶養親族 を有する者
1 人	2,586 人	962 人	1,449 人	175 人
2 人	2,944	1,038	2,856	122
3 人	1,875	1,321	1,869	51
4 人	478	403	478	28
5 人	52	48	52	8
6人以上	11	9	11	1
計	7,946	3,781	6,715	385

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。

(その2、その3、第9表及び第10表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	3,781 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 まで	11,306 人
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,258 人
計	16,345 人

その3 扶養手当の状況

項目 給料表	手当受給者数	手当受給者 1人あたり 平均手当月額	平均扶養親族数
行政職	2,090 人	20,257 円	2.0 人
公安職	1,792	22,381	2.3
研究職	101	20,460	2.0
医療職（一）	21	17,929	1.9
医療職（二）	48	20,042	1.9
医療職（三）	35	19,171	1.8
高校等教育職	1,289	20,763	2.0
中小校教育職	2,570	20,513	2.0
学校栄養職員	—	—	—
特定期付職員	—	—	—
平均（計）	7,946	20,891	2.1

第9表 住居手当の状況

区分 給料表	手 受 給 者 当 数	うち配偶者の居る 住家・借間	家賃等負担の額 平均	手当受給者 1人あたり 月額額	うち配偶者の居る 住家・借間
行政職	963人	1人	56,817円	25,573円	13,200円
公安職	358	1	57,704	26,074	14,000
研究職	58	—	59,666	26,514	—
医療職（一）	10	—	69,800	25,600	—
医療職（二）	35	—	54,986	25,577	—
医療職（三）	31	—	57,337	25,606	—
高等学校等教育職	692	—	56,897	25,848	—
中学校・小学校教育職	1,716	1	57,335	26,097	11,000
学校栄養職員	—	—	—	—	—
特定任期付職員	—	—	—	—	—
計	3,863	3	57,207	25,916	12,733

第10表 通勤手当の状況

区 分	交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者		計		交通機関利用者 1人あたり 運賃等負担額
	人 員	手当受給者 1人あたり 手当月額							
行政職	1,180人	16,740円	2,615人	9,687円	360人	29,004円	4,155人	13,364円	18,806円
公安職	157	17,066	2,050	9,488	56	26,886	2,263	10,444	18,796
給 研 究 職	23	20,033	140	10,844	12	45,862	175	14,453	28,357
医 療 職 (一)	3	23,719	20	8,675	2	34,035	25	12,509	26,805
医 療 職 (二)	16	19,652	113	11,225	11	37,449	140	14,248	25,610
料 医 療 職 (三)	15	18,971	102	9,044	1	56,670	118	10,710	21,328
高 校 等 教 育 職	92	20,227	2,586	9,715	83	38,835	2,761	10,941	27,804
中 小 校 教 育 職	80	17,547	7,136	7,010	66	31,335	7,282	7,346	22,267
表 学 校 栄 養 職 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 任 期 付 職 定 員	1	9,250	—	—	—	—	1	9,250	9,250
計	1,567	17,126	14,762	8,387	591	31,008	16,920	9,987	20,041
平均利用距離	23.9 km		13.1 km		43.0 km		15.1 km		
平均通勤所要時間	49.6 分		27.1 分		61.5 分		30.4 分		

- (注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。
 2 「交通機関利用者1人あたり運賃等負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。
 3 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1か月あたりの運賃等の月額とした。

II 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、令和5年
職種別民間給与実態調査に基づいて作成した
ものである。

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 796 事業所

(2) 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から159事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

6,997人(うち初任給関係職種 300人)であるが、行政職に相当する調査実人員は、6,364人(うち初任給関係職種 241人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は59,962人であり、うち行政職に相当するものは50,500人である。

5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模	規 模 計	規 模		
			500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
産 業 計		140	60	52	28
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業、建設業		8	2	3	3
製 造 業		76	34	28	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		17	9	6	2
卸 売 業 , 小 売 業		4	2	—	2
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		3	1	2	—
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		32	12	13	7

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が19所あった。

- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	215,054	220,292	209,416	209,512
		短 大 卒	194,672	200,399	184,411	※ 188,900
		高 校 卒	178,631	180,424	178,057	※ 163,143
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	214,835	220,966	202,694	※ 212,844
		短 大 卒	189,979	※ 198,586	※ 177,417	X
		高 校 卒	178,122	182,462	173,357	※ 160,000
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	215,773	214,100	※ 223,567	※ 206,180
		短 大 卒	※ 201,751	※ 202,519	※ 204,571	X
		高 校 卒	179,256	177,913	183,686	※ 167,333
そ の 他	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	X	—	X	—
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	※ 481,250	※ 481,250	—	—
	準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	—	—	—	—
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—	—	—	—
	準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	203,237	199,850	209,333	—
	準 新 卒 准 看 護 士	養 成 所 卒	※ 192,000	—	※ 192,000	—

(注) 1. 「X」は、調査実人員1人であることを示す。

2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。

3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

4. 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	13	55.6	750,221	92	750,129	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	4	54.5	691,143	0	691,143		
	短大卒	1	X	X	X	X		
	高校卒	8	57.1	802,615	160	802,455		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	14	55.3	714,650	0	714,650		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	56.0	772,482	0	772,482		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	54.1	610,060	0	610,060		
	中学卒	—	—	—	—	—		—
事務部長	142	52.7	649,073	1,780	647,293	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)		
大学卒	109	52.4	658,371	1,504	656,867			
短大卒	8	50.0	586,447	0	586,447			
高校卒	24	54.7	628,439	3,515	624,924			
中学卒	1	X	X	X	X			
技術部長	149	52.3	671,167	274	670,893	同 上		
大学卒	101	52.3	677,707	237	677,470			
短大卒	15	54.1	745,535	0	745,535			
高校卒	33	51.6	617,459	511	616,948			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	44	51.6	586,967	524	586,443	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)		
大学卒	37	52.5	597,795	420	597,375			
短大卒	2	46.8	548,757	3,591	545,166			
高校卒	5	47.2	527,764	0	527,764			
中学卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の上に位置づけられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	技術部次長	57	50.7	610,300	880	609,420	前記事務部次長 の備考欄参照
	大 学 卒	39	50.3	623,465	1,236	622,229	
	短 大 卒	6	50.0	568,636	203	568,433	
	高 校 卒	12	52.7	586,468	0	586,468	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務課長	346	48.9	550,401	6,594	543,807	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	228	47.4	561,919	8,264	553,655	
	短 大 卒	34	50.4	541,608	3,092	538,516	
	高 校 卒	80	52.1	522,676	3,627	519,049	
	中 学 卒	4	52.5	520,006	44	519,962	
関 係	技術課長	406	48.4	561,767	4,552	557,215	同 上
	大 学 卒	230	47.5	573,234	3,358	569,876	
	短 大 卒	57	50.8	580,300	8,219	572,081	
	高 校 卒	118	49.2	531,661	5,293	526,368	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
職 種	事務課長代理	120	47.9	501,912	37,342	464,570	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長一係長間）
	大 学 卒	80	46.7	512,284	39,855	472,429	
	短 大 卒	7	49.5	482,756	64,200	418,556	
	高 校 卒	31	50.8	473,193	25,130	448,063	
	中 学 卒	2	55.0	576,274	50	576,224	
種	技術課長代理	147	44.6	493,871	25,851	468,020	同 上
	大 学 卒	84	41.0	495,694	18,734	476,960	
	短 大 卒	20	47.7	494,465	17,808	476,657	
	高 校 卒	42	50.3	486,864	42,971	443,893	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
種	事務係長	385	48.2	449,992	59,471	390,521	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	212	45.4	452,351	59,654	392,697	
	短 大 卒	51	49.9	420,475	51,184	369,291	
	高 校 卒	117	52.0	459,132	62,412	396,720	
	中 学 卒	5	49.3	434,742	64,754	369,988	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。
(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	技術係長	365	48.8	495,136	74,457	420,679	前記事務係長 の備考欄参照
	大 学 卒	147	46.1	479,781	71,929	407,852	
	短 大 卒	33	49.5	497,324	56,907	440,417	
	高 校 卒	179	50.6	503,107	78,584	424,523	
	中 学 卒	6	53.3	598,959	104,013	494,946	
技 術	事務主任	371	45.1	418,036	50,369	367,667	係長等のいる事業所にお ける主任、係長等のいな い事業所における主任の うち課長代理以上に直属 し部下を有する者、係長 等のいない事業所におい て職能資格等がこれらの 者と同等と認められる主 任または中間職（係長一 係員間）
	大 学 卒	183	41.6	417,785	56,137	361,648	
	短 大 卒	52	49.7	410,070	51,027	359,043	
	高 校 卒	133	47.8	421,029	43,701	377,328	
	中 学 卒	3	47.8	419,404	16,483	402,921	
関 係	技術主任	550	42.8	448,416	67,699	380,717	同 上
	大 学 卒	209	40.3	451,746	64,327	387,419	
	短 大 卒	53	43.6	420,113	55,041	365,072	
	高 校 卒	265	44.5	440,313	67,833	372,480	
	中 学 卒	23	51.1	582,742	141,608	441,134	
職 種	事務係員	1,551	39.0	322,954	34,411	288,543	
	大 学 卒	733	34.5	330,082	39,224	290,858	
	短 大 卒	190	44.1	317,892	31,281	286,611	
	高 校 卒	615	42.9	315,679	29,380	286,299	
	中 学 卒	13	46.4	334,957	44,353	290,604	
職 種	技術係員	1,463	37.6	394,452	61,419	333,033	
	大 学 卒	629	35.0	395,155	60,549	334,606	
	短 大 卒	142	39.3	402,899	67,011	335,888	
	高 校 卒	673	39.5	391,222	60,723	330,499	
	中 学 卒	19	51.6	443,099	81,562	361,537	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格
または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置づけられる者をいう。
(以下(2)から(4)において同じ。)

(2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	11	56.1	763,219	114	763,105	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	56.0	685,186	0	685,186	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	8	57.1	802,615	160	802,455	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	12	55.6	719,938	0	719,938	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	56.0	772,482	0	772,482	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	54.6	571,362	0	571,362	
	中学卒	—	—	—	—	—	—
事務部長	85	52.4	699,890	458	699,432	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大学卒	71	51.6	702,749	503	702,246		
短大卒	3	54.0	657,799	0	657,799		
高校卒	11	56.6	691,923	289	691,634		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	90	52.9	728,493	254	728,239	同 上	
大学卒	68	52.5	724,894	128	724,766		
短大卒	12	55.0	787,645	0	787,645		
高校卒	10	52.9	690,980	1,307	689,673		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	32	52.3	618,051	694	617,357	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長-課長間)	
大学卒	28	53.0	623,256	539	622,717		
短大卒	1	X	X	X	X		
高校卒	3	47.3	574,577	0	574,577		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	43	50.3	635,288	1,103	634,185	同 上	
大学卒	30	49.6	646,631	1,513	645,118		
短大卒	5	50.7	591,452	240	591,212		
高校卒	8	53.1	617,189	0	617,189		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	234	48.9	585,530	6,858	578,672	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	156	46.8	595,635	9,040	586,595	
	短 大 卒	19	52.5	612,512	5,170	607,342	
	高 校 卒	57	53.3	550,934	1,490	549,444	
	中 学 卒	2	54.6	492,998	89	492,909	
	技術課長	265	48.6	600,270	3,436	596,834	同 上
	大 学 卒	163	47.2	604,743	2,828	601,915	
	短 大 卒	34	52.2	639,087	6,096	632,991	
	高 校 卒	68	50.2	571,652	3,671	567,981	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務課長代理	72	47.1	532,954	43,685	489,269	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長一係長間）	
大 学 卒	54	46.5	530,853	40,239	490,614		
短 大 卒	4	47.4	521,394	84,514	436,880		
高 校 卒	12	49.5	543,630	50,856	492,774		
中 学 卒	2	55.0	576,274	50	576,224		
技術課長代理	94	43.5	514,283	18,542	495,741	同 上	
大 学 卒	63	40.3	510,761	14,681	496,080		
短 大 卒	11	47.9	530,446	0	530,446		
高 校 卒	19	50.5	512,108	37,302	474,806		
中 学 卒	1	X	X	X	X		
事務係長	242	49.1	469,302	63,239	406,063	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	137	46.2	466,698	61,810	404,888		
短 大 卒	24	51.9	443,469	55,183	388,286		
高 校 卒	78	53.1	482,703	67,576	415,127		
中 学 卒	3	48.5	444,164	75,072	369,092		
技術係長	218	50.1	515,816	77,677	438,139	同 上	
大 学 卒	77	48.1	496,838	70,573	426,265		
短 大 卒	19	50.2	522,888	60,590	462,298		
高 校 卒	116	51.2	523,346	83,855	439,491		
中 学 卒	6	53.3	598,959	104,013	494,946		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
							円	
事務主任	238	45.2	431,126	51,189	379,937	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）		
	大学卒	130	40.8	431,506	59,770		371,736	
	短大卒	32	50.3	430,924	48,451		382,473	
	高校卒	75	50.1	431,030	39,226		391,804	
中学卒	1	X	X	X	X			
技術主任	399	43.2	466,365	69,478	396,887		同 上	
	大学卒	166	40.6	463,823	65,894			397,929
	短大卒	26	45.1	457,632	52,601			405,031
	高校卒	187	45.0	457,824	68,650			389,174
中学卒	20	51.7	608,235	152,408	455,827			
事務係員	805	39.3	347,484	39,215	308,269			
	大学卒	412	33.9	347,975	44,200		303,775	
	短大卒	86	47.2	359,706	34,618		325,088	
	高校卒	302	44.3	343,267	33,807		309,460	
中学卒	5	44.3	337,244	41,238	296,006			
技術係員	894	37.9	415,021	66,060	348,961			
	大学卒	376	35.2	414,646	63,558		351,088	
	短大卒	73	39.8	433,859	75,915		357,944	
	高校卒	432	39.8	410,757	66,070		344,687	
中学卒	13	53.2	486,280	93,276	393,004			

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	2	53.5	694,988	0	694,988	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	53.5	694,988	0	694,988	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	2	53.1	678,730	0	678,730	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	53.1	678,730	0	678,730	
	中学卒	—	—	—	—	—	—
事務部長	46	53.7	573,700	3,877	569,823	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大学卒	32	53.9	577,777	3,086	574,691		
短大卒	2	56.1	502,196	0	502,196		
高校卒	11	52.8	570,914	7,116	563,798		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術部長	50	51.6	568,007	318	567,689	同 上	
大学卒	31	51.6	563,597	522	563,075		
短大卒	2	51.2	547,469	0	547,469		
高校卒	17	51.8	578,170	0	578,170		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	10	50.1	481,313	0	481,313	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)	
大学卒	7	51.6	497,228	0	497,228		
短大卒	1	X	X	X	X		
高校卒	2	47.1	441,062	0	441,062		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	12	53.4	520,095	0	520,095	同 上	
大学卒	7	55.5	535,720	0	535,720		
短大卒	1	X	X	X	X		
高校卒	4	51.7	513,335	0	513,335		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	円	
事 務	事務課長	97	48.7	474,119	2,429	471,690	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	63	48.9	480,619	1,395	479,224	
	短 大 卒	11	47.1	456,097	332	455,765	
	高 校 卒	21	48.8	458,276	6,681	451,595	
	中 学 卒	2	50.4	547,025	0	547,025	
技 術	技術課長	107	48.4	474,940	7,435	467,505	同 上
	大 学 卒	50	48.8	479,553	4,149	475,404	
	短 大 卒	17	48.6	487,419	14,933	472,486	
	高 校 卒	39	48.0	465,836	8,559	457,277	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
技 術 関	事務課長代理	47	49.3	453,115	27,646	425,469	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	25	47.3	471,866	40,072	431,794	
	短 大 卒	3	53.1	419,206	30,788	388,418	
	高 校 卒	19	51.6	432,982	10,444	422,538	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 職	技術課長代理	49	47.7	443,620	43,638	399,982	同 上
	大 学 卒	17	44.7	431,215	33,033	398,182	
	短 大 卒	9	47.2	436,788	46,355	390,433	
	高 校 卒	23	50.0	455,029	50,119	404,910	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事務係長	109	45.9	410,086	60,403	349,683	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	62	43.7	423,557	63,782	359,775	
	短 大 卒	14	47.7	365,361	48,053	317,308	
	高 校 卒	31	49.1	403,177	60,158	343,019	
	中 学 卒	2	50.8	419,244	47,785	371,459	
種	技術係長	105	46.4	455,537	70,017	385,520	同 上
	大 学 卒	47	43.1	465,223	81,775	383,448	
	短 大 卒	12	47.4	448,856	56,266	392,590	
	高 校 卒	46	49.5	447,601	61,914	385,687	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	109	45.1	405,501	51,456	354,045	円 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長-係員間）	
	大 学 卒	43	44.1	393,039	48,064	344,975		
	短 大 卒	15	48.8	399,107	63,670	335,437		
	高 校 卒	50	44.7	415,441	51,091	364,350		
	中 学 卒	1	X	X	X	X		
	技術主任	120	41.2	377,202	65,694	311,508		同 上
	大 学 卒	36	38.5	364,597	56,407	308,190		
	短 大 卒	23	41.6	363,360	61,984	301,376		
	高 校 卒	60	42.4	389,842	72,554	317,288		
	中 学 卒	1	X	X	X	X		
事務係員	582	38.7	288,600	28,790	259,810			
大 学 卒	250	35.6	300,105	32,698	267,407			
短 大 卒	79	40.4	265,296	27,405	237,891			
高 校 卒	248	40.9	283,026	24,772	258,254			
中 学 卒	5	52.8	339,890	54,250	285,640			
技術係員	457	36.4	310,175	43,211	266,964			
大 学 卒	198	34.0	315,407	51,348	264,059			
短 大 卒	53	37.7	309,828	40,926	268,902			
高 校 卒	201	37.9	303,801	35,676	268,125			
中 学 卒	5	47.9	358,534	56,673	301,861			

(4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
技 術	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
関 係	事務部長	11	49.6	600,728	2,320	598,408	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	6	51.8	605,982	4,253	601,729	
	短大卒	3	41.0	588,946	0	588,946	
	高校卒	2	56.0	602,639	0	602,639	
職 種	技術部長	9	49.9	583,866	234	583,632	同 上
	大学卒	2	58.0	603,399	0	603,399	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	6	47.7	572,381	351	572,030	
職 種	事務部次長	2	46.5	553,575	0	553,575	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職（部長一課長間）
	大学卒	2	46.5	553,575	0	553,575	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術部次長	2	43.5	445,655	0	445,655	同 上
	大学卒	2	43.5	445,655	0	445,655	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
職 種	中学卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務	事務課長	15	49.7	449,054	35,268	413,786	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	9	48.8	485,485	49,891	435,594	
	短 大 卒	4	49.3	404,718	0	404,718	
	高 校 卒	2	55.0	373,790	40,000	333,790	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長	34	45.4	460,134	5,891	454,243	同 上
	大 学 卒	17	45.6	466,178	8,335	457,843	
	短 大 卒	6	47.2	446,546	0	446,546	
	高 校 卒	11	44.2	458,205	5,327	452,878	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係	事務課長代理	1	X	X	X	X	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	1	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係	技術課長代理	4	39.8	412,553	58,422	354,131	同 上
	大 学 卒	4	39.8	412,553	58,422	354,131	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係	事務係長	34	48.8	442,641	21,952	420,689	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	13	46.6	446,912	7,103	439,809	
	短 大 卒	13	48.2	440,700	45,631	395,069	
	高 校 卒	8	53.5	438,854	7,603	431,251	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 係	技術係長	42	44.2	431,261	58,834	372,427	同 上
	大 学 卒	23	41.2	415,378	53,975	361,403	
	短 大 卒	2	54.5	465,030	0	465,030	
	高 校 卒	17	46.9	448,778	72,330	376,448	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	24	44.0	320,890	31,586	289,304	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	大学卒	10	41.3	322,245	39,942		282,303
	短大卒	5	48.6	286,663	16,165		270,498
	高校卒	8	45.1	333,244	34,727		298,517
	中学卒	1	X	X	X		X
技術主任	31	42.0	331,082	29,243	301,839	同 上	
	大学卒	7	39.3	355,900	28,464		327,436
	短大卒	4	38.5	352,768	33,168		319,600
	高校卒	18	43.6	318,930	29,768		289,162
	中学卒	2	44.0	310,215	19,403		290,812
事務係員	164	38.4	277,308	19,723	257,585		
	大学卒	71	35.3	293,614	19,738		273,876
	短大卒	25	38.9	268,651	25,931		242,720
	高校卒	65	41.7	260,792	16,997		243,795
	中学卒	3	34.7	318,586	26,358		292,228
技術係員	112	35.9	295,593	33,780	261,813		
	大学卒	55	34.0	304,934	28,973		275,961
	短大卒	16	37.4	290,276	30,936		259,340
	高校卒	40	37.5	286,387	41,245		245,142
	中学卒	1	X	X	X		X

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	
7級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種
規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	7	45.9	295,387	5,464	289,923	見習、外国語の電話交換手 を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	5	53.2	302,505	41,405	261,100		
	守 衛	9	54.5	374,247	16,290	357,957		
	用 務 員	2	47.5	231,050	0	231,050		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	6	61.5	847,261	0	847,261	役員を除く。	
	大 学 教 授	16	54.6	713,896	0	713,896		
	大 学 准 教 授	17	46.9	601,625	0	601,625		
	大 学 講 師	—	—	—	—	—		
	大 学 助 教	—	—	—	—	—		
	高 等 学 校 校 長	1	X	X	X	X	同 上	
高 等 学 校 教 頭	5	59.6	604,986	38,900	566,086	同 上		
	高 等 学 校 教 諭	79	43.3	461,653	8,974		452,679	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上または構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	3	42.7	502,633	0	502,633		
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—		
	主 任 研 究 員	4	46.8	471,832	5,509	466,323		
	研 究 員	17	31.3	371,257	70,144	301,113		
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	67.5	1,976,885	0	1,976,885	部下に医師または歯科医師5人 以上(役員を除く。) [上記病院長に事故等のあるとき の職務代行者 [部下に医師または歯科医師1人 以上	
	副 院 長	7	59.0	1,942,396	141,686	1,800,710		
	医 科 長	15	49.9	1,551,894	383,153	1,168,741		
	医 師	26	44.1	1,076,977	281,669	795,308		
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—		
	薬 局 関 係 職 種	薬 局 長	2	50.5	548,271	67,686	480,585	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	27	34.9	367,023	13,403	353,620	
		診 療 放 射 線 技 師	20	39.6	392,696	17,066	375,630	
		臨 床 検 査 技 師	23	36.1	344,181	17,501	326,680	
		栄 養 士	13	40.2	299,177	15,584	283,593	
理 学 療 法 士		36	33.9	303,174	31,474	271,700		
作 業 関 係 職 種	作 業 療 法 士	35	33.8	304,839	17,926	286,913	部下に看護師長5人以上	
	総 看 護 師 長	3	55.3	586,510	417	586,093		
	看 護 師 長	39	47.8	483,940	33,565	450,375		
	看 護 師	118	35.2	369,761	30,347	339,414		
	准 看 護 師	37	46.8	332,616	5,684	326,932		

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	63.7 %	(71.8) %	(26.6) %	(1.6) %	36.3 %	49.5 %	(55.7) %	(43.8) %	(0.6) %	50.5 %
	500人以上	96.3	(73.6)	(26.4)	-	3.7	87.5	(62.5)	(37.2)	(0.2)	12.5
	100人以上 500人未満	51.1	(69.5)	(25.7)	(4.8)	48.9	52.4	(53.6)	(45.9)	(0.4)	47.6
	100人未満	21.4	(66.7)	(33.3)	-	78.6	25.4	(50.7)	(47.7)	(1.7)	74.6
高 校 卒	計	61.1	(68.8)	(29.6)	(1.6)	38.9	28.6	(62.5)	(37.1)	(0.3)	71.4
	500人以上	90.9	(72.6)	(27.4)	-	9.1	56.2	(68.3)	(31.2)	(0.5)	43.8
	100人以上 500人未満	53.5	(67.8)	(27.6)	(4.6)	46.5	28.5	(61.9)	(37.8)	(0.3)	71.5
	100人未満	14.2	(25.0)	(75.0)	-	85.8	14.7	(53.3)	(46.7)	-	85.3

(注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 扶養(家族)手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	三 重 県	全 国
配 偶 者	12,393円	12,744円
配偶者と子1人	18,697円 (6,304円)	19,272円 (6,528円)
配偶者と子2人	24,760円 (6,063円)	25,373円 (6,101円)

(注) 1. 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2. ()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

備 考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については、1人につき10,000円、子以外については、行政職給料表7級以下(これに相当する職務の級を含む。以下の級について同じ。)の職員は1人につき6,500円、行政職給料表8級の職員は1人につき3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外である。また、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 特別給の支給状況

項目		区分	全 国	
			三 重 県	事務・技術等従業員
平均給与 月額	下半期 (A1)	354,695 円	385,616 円	292,357 円
	上半期 (A2)		363,018	297,878
特別給の 支給額	下半期 (B1)	780,545 円	840,471 円	568,806 円
	上半期 (B2)		828,122	581,387
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)	2.20 月分	2.18 月分	1.95 月分
	上半期 (B2/A2)		2.28	1.95
年間の平均		4.48 月分	4.49 月分	

(注) 下半期は令和4年8月から令和5年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

項目	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし
係 員	57.5 %	1.9 %	0.9 %	39.7 %	47.3 %	3.5 %	0.3 %	48.9 %
課長級	38.3	10.2	0.9	50.6	42.4	4.2	0.2	53.3

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
三 重 県	係 員	92.7 %	91.9 %	29.2 %	2.7 %	60.0 %	0.8 %	7.3 %
	課 長 級	83.9	83.1	23.8	1.9	57.4	0.8	16.1
全 国	係 員	87.1	86.5	37.4	2.7	46.4	0.6	12.9
	課 長 級	81.2	80.4	33.1	2.3	45.0	0.8	18.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
			一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
三重 県	規 模 計		55.3 %	44.7 %	49.6 %	50.4 %	48.8 %	51.2 %
		500人以上	56.9	43.1	45.6	54.4	44.5	55.5
		100人以上 500人未満	53.9	46.1	52.0	48.0	51.9	48.1
		100人未満	54.4	45.6	54.1	45.9	51.0	49.0
全 国	規 模 計		54.9	45.1	51.4	48.6	50.8	49.2
		500人以上	51.7	48.3	45.2	54.8	45.3	54.7
		100人以上 500人未満	55.8	44.2	52.2	47.8	51.6	48.4
		100人未満	54.9	45.1	53.3	46.7	52.4	47.6

第20表 在宅勤務関連手当の支給状況

	在宅勤務を 実施している	在宅勤務を実施している		在宅勤務を 実施していない
		在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	
三重 県	55.3 %	(30.1) %	(69.9) %	44.7 %
全 国	41.9	(30.8)	(69.2)	58.1

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

Ⅲ 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めためのものであり、総務省の「全国家計構造調査」、
「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全
国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（津市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金
額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算
定した。

なお、1人世帯については、令和5年4月の全国の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」
及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の
変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との比率を乗じ
て算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ
または夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそ
れぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)

その1 津市

注)10の位以下四捨五入

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	30,040 円	30,290 円	47,700 円	65,100 円	82,500 円
住居関係費	90,870	96,660	87,840	79,010	70,180
被服・履物費	4,030	2,740	4,440	6,130	7,830
雑費 I	30,740	31,980	61,230	90,480	119,730
雑費 II	14,420	16,840	23,420	30,010	36,590
計	170,100	178,510	224,630	270,730	316,830

その2 全国

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	33,220 円	33,500 円	52,750 円	72,000 円	91,240 円
住居関係費	46,640	49,610	45,080	40,550	36,020
被服・履物費	5,760	3,920	6,340	8,760	11,180
雑費 I	24,830	25,830	49,460	73,090	96,720
雑費 II	10,460	12,220	16,990	21,770	26,540
計	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700

参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.370	0.583	0.797	1.010
住居関係費	0.894	0.812	0.730	0.649
被服・履物費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑費 I	0.178	0.341	0.503	0.666
雑費 II	0.226	0.315	0.404	0.492

IV 労働経済

第22表 労働経済指標

項目				年 月					
				令和4年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃 金 時 間 （毎 政 策 企 画 部 統 計 調 査 地 方 調 査）	（調 査 産 業 計）	きま つ て 支 給 す る 給 与		金 額	288,023 円	277,965	286,868	283,175	282,972
				前 年 同 月 比	△ 1.4 %	△ 3.0	△ 1.2	△ 2.5	△ 1.7
		う ち 所 定 内 給 与	調 査 産 業 計	金 額	255,742 円	248,650	256,934	253,376	251,953
			一 般 者	金 額	305,718 円	297,114	307,093	303,713	301,128
		う ち 所 定 外 給 与		金 額	32,281 円	29,315	29,934	29,799	31,019
	総 実 労 働 時 間 数		時 間 数	150.1 時間	134.4	149.6	145.8	139.0	
	（調 査 産 業 計）	う ち 所 定 外 給 与 時 間 数	時 間 数	14.2 時間	12.7	13.2	13.3	13.1	
生 計 費 （家 調 査）	消 費 支 出 （名 目）	全 世 帯	全 国 （総務省 統計局）	金 額	304,510 円	287,687	276,885	285,313	289,974
			前 年 同 月 比	1.2 %	2.4	6.4	6.6	8.8	
		勤 労 者 世 帯	津 市 （政策企画部 統計課）	金 額	292,886 円	326,042	237,234	273,735	250,488
			前 年 同 月 比	2.7 %	11.1	△ 24.3	0.7	△ 2.2	
全 国 （総務省 統計局）	金 額	344,126 円	314,979	300,489	317,575	322,438			
	前 年 同 月 比	1.6 %	△ 0.9	6.9	4.9	9.6			
津 市 （政策企画部 統計課）	金 額	344,361 円	342,444	258,161	334,962	280,685			
	前 年 同 月 比	5.5 %	18.3	△ 32.6	18.1	△ 5.5			
物 価	消 費 者 物 価 指 数	全 国 （総務省統計局）	前 年 同 月 比	2.5 %	2.5	2.4	2.6	3.0	
		津 市 （総務省統計局）	前 年 同 月 比	2.2 %	1.9	1.9	2.4	3.2	
	国 内 企 業 （日 本 銀 行）	物 価 指 数 前 年 同 月 比	9.9 %	9.4	9.6	9.5	9.8		
雇 用	有 効 求 人 倍 率 （季 節 調 整 値）	全 国 （厚 生 労 働 省）	1.24 倍	1.25	1.27	1.28	1.31		
		三 重 県 （三 重 労 働 局）	1.39 倍	1.38	1.39	1.41	1.42		
	完 全 失 業 率 （季 節 調 整 値）	全 国 （総 務 省 統 計 局）	2.6 %	2.6	2.6	2.6	2.5		

(注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

- 2 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。
- 3 「前年同月比」は、令和2年平均を100とする指数の対比である。

関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 5年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
284,373	286,576	286,253	281,239	284,658	285,299	287,231	287,460	283,294	287,598
△ 1.5	△ 1.1	△ 2.4	△ 4.2	0.9	△ 0.2	0.1	△ 0.2	1.9	0.3
255,393	256,389	256,831	251,600	256,992	257,235	260,848	260,006	257,347	261,124
305,910	307,226	307,705	301,453	314,392	315,083	319,996	314,940	314,394	319,299
28,980	30,187	29,422	29,639	27,666	28,064	26,383	27,454	25,947	26,474
142.4	145.2	146.5	144.1	133.3	139.0	144.4	148.1	137.1	146.9
13.0	13.3	13.3	13.6	12.0	12.2	11.9	12.1	11.0	11.4
280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076	286,443	275,545
5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5
237,058	275,647	247,538	324,242	360,699	265,868	516,483	355,377	256,404	325,013
△ 16.4	10.6	△ 18.7	6.6	30.7	7.0	53.8	21.3	△ 21.4	37.0
313,989	328,684	308,122	353,794	331,130	298,749	340,016	334,229	311,830	298,405
6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7
279,377	292,834	274,290	345,222	421,638	276,418	615,722	426,728	257,310	373,956
14.0	4.1	△ 22.2	5.9	35.0	△ 3.2	76.7	23.9	△ 24.9	44.9
3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2	3.3
3.4	4.5	4.3	4.7	4.9	3.6	3.5	3.3	3.2	2.8
10.4	9.7	10.0	10.6	9.5	8.3	7.4	5.8	5.1	4.1
1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30
1.43	1.43	1.44	1.43	1.41	1.41	1.34	1.33	1.31	1.29
2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5

V 経 年 統

第23表 部局別、給料表別職員数の状況

区分		平成26年		27		28		29	
		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
知事部局	行政職	3,507	19	3,515	27	3,532	29	3,482	35
	研究職	199	1	198	1	203	1	194	2
	医療職(一)	37		36		35		36	
	医療職(二)	178	2	183		169	1	172	4
	医療職(三)	122	1	125	1	121	2	124	2
	特定任期付職員	2		2		2		2	
	小計	4,045	23	4,059	29	4,062	33	4,010	43
警察	行政職	340		339	1	335		340	
	公安職	2,978	1	2,991	6	3,020	7	3,016	7
	研究職	16		16		17		17	
	小計	3,334	1	3,346	7	3,372	7	3,373	7
各種委員会	行政職	342	1	344	1	350	2	352	4
県立学校 市町立学校	高校等教育職	3,665	65	3,616	73	3,560	100	3,529	137
	中小校教育職	8,824	24	8,761	40	8,653	66	8,525	102
	行政職	764	22	753	24	729	40	711	49
	学校栄養職員	2		2		2		2	
	小計	13,255	111	13,132	137	12,944	206	12,767	288
計	20,976	136	20,881	174	20,728	248	20,502	342	
企業庁	行政職	218	3	183	1	182	1	182	
病院事業庁	行政職	46		50		47	1	48	1
	医療職(一)	19		19		17		16	
	医療職(二)	26	1	28	1	30		29	
	医療職(三)	158	3	161	1	160	2	164	2
知事部局等	現業職員	340	25	327	27	309	34	291	42
企業庁	現業職員	2		2		2		2	
病院事業庁	現業職員	10		10		10		8	1
合計		21,795	168	21,661	204	21,485	286	21,242	388

- (注) 1 職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の再任用職員をいう。
2 該当人員0の欄は空欄とした。

計 資 料

(単位 人)

3 0		3 1		令和 2 年		3		4		5	
再任用 以外	再任用										
3,655	69	3,619	90	3,610	100	3,592	135	3,553	147	3,531	160
189	3	187	4	186	3	183	6	182	4	179	7
40		42		43		41		43		44	
169	5	172	5	165	7	165	8	168	7	162	4
127	1	125	2	122	3	123	4	127	5	127	4
2		2		2		3		3		2	
4,182	78	4,147	101	4,128	113	4,107	153	4,076	163	4,045	175
343		340		336		330		324	1	331	1
3,022	7	3,045	7	3,043	8	3,024	7	3,011	6	3,002	4
16		17		19		18		18		19	
3,381	7	3,402	7	3,398	8	3,372	7	3,353	7	3,352	5
356	4	339	5	339	6	335	8	333	8	333	7
3,470	147	3,398	157	3,332	176	3,206	219	3,104	263	3,017	320
8,378	141	8,109	161	7,941	190	7,873	223	7,833	248	7,777	248
756	68	732	76	727	72	715	66	737	66	728	72
1	1	1	1		1		1		1		1
12,605	357	12,240	395	12,000	439	11,794	509	11,674	578	11,523	640
20,524	446	20,128	508	19,865	566	19,608	677	19,436	756	19,253	827
181	1	183	1	177	2	173	2	172	2	169	1
54	2	54	2	54	2	51	1	51	1	50	
19		18		18		17		18		16	
29		28		24		26		28		26	
162	1	162	1	166	2	162	2	164	3	165	3
21		14		4							
20,990	450	20,587	512	20,308	572	20,037	682	19,869	762	19,679	831

第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

(単位 職員数：人、平均給料月額：円、平均年齢：歳、平均経験年数：年)

区分		年	平成26年	27	28	29	30	31	令和2年	3	4	5
行政職	一般	職員数	4,189	4,198	4,217	4,174	4,354	4,298	4,285	4,257	4,210	4,195
		平均給料月額	350,405	348,048	349,931	349,321	349,622	348,484	346,412	343,147	340,170	337,141
		平均年齢	43.0	43.1	43.1	43.3	44.2	44.2	44.1	43.8	43.6	43.2
	県立	職員数	21.3	21.4	21.4	21.5	22.6	22.6	22.5	22.1	21.8	21.4
		平均給料月額	764	753	729	711	756	732	727	715	737	728
		平均年齢	341,460	339,681	339,699	337,673	337,998	334,348	330,578	328,086	323,300	324,124
	市町立	職員数	44.2	44.2	43.8	43.7	44.4	43.9	43.4	43.3	42.6	42.7
		平均給料月額	23.3	23.0	23.0	22.8	23.5	22.9	22.4	22.2	21.4	21.4
		平均年齢	4,953	4,951	4,946	4,885	5,110	5,030	5,012	4,972	4,947	4,923
	計	職員数	349,025	346,776	348,423	347,626	347,902	346,427	344,115	340,981	337,657	335,216
平均年齢		43.2	43.3	43.2	43.4	44.2	44.2	44.0	43.7	43.4	43.1	
平均経験年数		21.6	21.7	21.6	21.7	22.7	22.6	22.5	22.1	21.7	21.4	
公安職	職員数	2,978	2,991	3,020	3,016	3,022	3,045	3,043	3,024	3,011	3,002	
	平均給料月額	324,033	321,257	325,959	326,901	328,139	328,686	330,346	332,010	334,808	337,420	
	平均年齢	38.0	37.8	37.7	37.7	38.3	38.4	38.5	38.7	39.0	39.3	
研究職	職員数	17.1	16.9	16.6	16.7	17.2	17.3	17.5	17.6	17.9	18.1	
	平均給料月額	215	214	220	211	205	204	205	201	200	198	
	平均年齢	379,613	383,644	384,210	380,354	376,830	371,438	365,719	365,135	363,902	367,963	
医療職(一)	職員数	41.8	42.7	42.5	42.2	42.5	42.1	41.6	41.6	41.9	42.5	
	平均給料月額	18.6	19.6	19.4	19.2	19.5	19.1	18.5	18.5	18.7	19.3	
	平均年齢	37	36	35	36	40	42	43	41	43	44	
医療職(二)	職員数	437,049	443,272	454,812	467,789	450,730	443,112	446,886	444,168	444,084	438,798	
	平均年齢	41.8	42.9	43.9	45.3	43.6	42.5	43.2	43.4	43.4	42.9	
	平均経験年数	16.9	17.9	18.2	19.9	18.8	17.9	18.5	19.0	19.6	18.9	
医療職(三)	職員数	178	183	169	172	169	172	165	165	168	162	
	平均給料月額	360,174	358,505	358,208	351,912	351,378	354,287	357,727	359,148	357,827	362,378	
	平均年齢	42.3	42.3	41.6	41.1	41.7	42.3	42.8	43.1	43.2	44.0	
高校等教育職	職員数	18.6	18.6	17.9	17.6	18.5	19.3	19.9	20.2	20.2	20.9	
	平均給料月額	122	125	121	124	127	125	122	123	127	127	
	平均年齢	361,942	353,039	352,681	346,924	342,808	341,466	338,058	332,019	329,024	325,065	
中小学校教育職	職員数	44.9	44.5	44.1	43.7	44.1	44.2	43.8	42.7	42.6	41.9	
	平均給料月額	21.5	21.1	20.9	20.2	20.1	20.7	20.1	19.2	19.1	18.3	
	平均年齢	3,665	3,616	3,560	3,529	3,470	3,398	3,332	3,206	3,104	3,017	
学校養育職員	職員数	394,607	391,623	394,582	395,462	395,582	395,637	395,664	395,620	394,885	393,147	
	平均年齢	44.6	44.7	44.8	45.0	45.6	45.8	45.8	45.8	45.6	45.2	
	平均経験年数	21.9	22.0	22.1	22.3	22.8	23.0	23.1	23.1	22.8	22.4	
特定任期付職員	職員数	8,824	8,761	8,653	8,525	8,378	8,109	7,941	7,873	7,833	7,777	
	平均給料月額	378,695	373,842	374,417	371,852	368,980	368,049	365,750	364,591	362,798	362,098	
	平均年齢	43.8	43.5	43.2	42.9	42.9	42.8	42.3	42.0	41.6	41.3	
計	職員数	21.3	21.1	20.8	20.4	20.4	20.3	19.8	19.5	19.1	18.8	
	平均給料月額	2	2	2	2	1	1	—	—	—	1	
	平均年齢	368,880	369,145	375,623	378,350	364,500	368,800	—	—	—	193,300	
計	職員数	47.5	48.5	49.5	50.5	43.0	44.0	—	—	—	22.0	
	平均給料月額	26.5	27.5	28.5	29.5	21.0	22.0	—	—	—	2.0	
	平均年齢	2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	
計	職員数	548,500	550,000	545,000	545,000	545,000	545,000	545,000	601,667	601,667	545,000	
	平均年齢	48.0	49.0	49.0	50.0	51.5	52.5	53.5	49.5	48.5	51.0	
	平均経験年数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	職員数	20,976	20,881	20,728	20,502	20,524	20,128	19,865	19,608	19,436	19,253	
	平均給料月額	366,582	362,949	364,615	363,486	362,164	361,274	359,842	358,611	357,151	356,246	
	平均年齢	42.9	42.8	42.7	42.6	43.0	43.0	42.8	42.6	42.3	42.1	
計	職員数	20.8	20.8	20.5	20.4	20.9	20.8	20.7	20.5	20.2	19.9	

区 分		年	平成26年	27	28	29	30	31	令和2年	3	4	5
行政職	企業庁	職 員 数	218	183	182	182	181	183	177	173	172	169
		平均給料月額	340,854	341,525	350,234	351,062	355,587	357,022	357,404	357,228	353,513	352,483
		平均年齢	41.4	42.1	42.9	43.1	44.4	45.0	45.2	45.4	44.9	44.9
		平均経験年数	20.3	21.0	21.8	21.8	23.2	23.8	23.9	24.3	23.6	23.6
	病院	職 員 数	46	50	47	48	54	54	54	51	51	50
		平均給料月額	345,978	350,018	350,804	350,069	350,857	338,441	333,739	330,676	331,980	328,208
平均年齢		42.7	44.2	44.0	43.9	45.2	43.4	43.0	42.2	42.5	41.5	
平均経験年数		19.8	21.5	20.8	20.8	23.1	21.6	21.3	20.5	20.6	19.3	
医療職 (一)	職 員 数	19	19	17	16	19	18	18	17	18	16	
	平均給料月額	411,579	418,563	440,388	446,488	435,411	423,989	417,289	446,035	434,406	457,181	
	平均年齢	39.1	41.8	42.0	42.2	41.4	40.3	39.3	43.7	42.4	44.6	
医療職 (二)	事業庁	平均経験年数	14.1	15.1	15.4	18.7	16.3	15.4	15.4	18.7	17.7	19.9
		職 員 数	26	28	30	29	29	28	24	26	28	26
		平均給料月額	349,993	342,629	353,087	347,833	350,299	337,061	337,567	331,004	329,207	338,277
		平均年齢	41.3	40.8	41.5	41.3	42.6	41.1	41.1	40.9	40.9	42.0
医療職 (三)		平均経験年数	19.0	18.6	19.2	18.9	20.1	18.8	18.5	18.3	18.3	19.4
		職 員 数	158	161	160	164	162	162	166	162	164	165
		平均給料月額	328,386	326,486	331,134	329,645	332,847	333,940	331,646	335,308	333,096	332,839
	平均年齢	42.4	42.8	43.2	43.1	44.3	44.9	44.7	45.0	44.8	44.7	
	平均経験年数	17.5	17.7	16.9	17.1	19.2	19.6	19.3	19.8	19.6	19.6	

現 業 員	知事部 局 等	職 員 数	340	327	309	291	21	14	4	—	—	—
		平均給料月額	357,807	357,672	362,768	365,667	382,943	387,843	392,125	—	—	—
		平均年齢	48.5	49.0	49.4	50.0	54.4	55.5	57.3	—	—	—
		平均経験年数	28.9	29.4	29.9	30.5	35.6	36.7	38.8	—	—	—
	企業庁	職 員 数	2	2	2	2	—	—	—	—	—	—
		平均給料月額	369,000	370,100	386,050	392,400	—	—	—	—	—	—
		平均年齢	50.0	51.0	55.0	56.0	—	—	—	—	—	—
	病院 事業庁	平均経験年数	30.5	31.5	35.5	36.5	—	—	—	—	—	—
		職 員 数	10	10	10	8	—	—	—	—	—	—
		平均給料月額	358,980	361,880	367,160	368,125	—	—	—	—	—	—
		平均年齢	48.5	50.2	51.2	51.1	—	—	—	—	—	—
		平均経験年数	28.3	29.6	30.6	31.0	—	—	—	—	—	—

総 計	職 員 数	21,795	21,661	21,485	21,242	20,990	20,587	20,308	20,037	19,869	19,679
	平均給料月額	365,883	362,410	364,234	363,164	361,922	361,001	359,552	358,378	356,887	356,004
	平均年齢	43.0	42.9	42.8	42.7	43.1	43.0	42.8	42.6	42.4	42.1
	平均経験年数	20.9	20.9	20.7	20.6	20.9	20.9	20.7	20.5	20.2	20.0

(注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会事務局及び警察をいう。